〈力の場シリーズ〉ピカイア 5・0703　2007 年

〈眼シリーズ〉Seeing is Believing・0410
2004 年

〈力の場シリーズ〉ピカイア 2・0503
2005 年

〈組みシリーズⅡ〉Connection1 Ⅰ・9609
1996 年

〈エンドレスラインシリーズⅡ・Six Holes・9205　1992 年

制作中の畑山さん

美の工房

笹山　央　工芸評論家

第6回

紙バンドの空間を編み続けていく営み　畑山典江（はたけやまのりえ）さん

立体のものというのは通常、柱とか軸とか、人間の骨格の用をなすものがあって、それに支えられることで成立していると私たちは思っています。ところが「カゴ（籠）」という主としてものを運搬したり保存したりするのに使われる容器は、柱や軸に当たるものがなくて、それでいてひとつの立体物として成立しています。カゴの制作には植物繊維やひも状のものを編むという方法が用いられることが多いのですが、編まれたカゴには六角形や四角形の編み目（空隙）が認められます。実はこの植物繊維やひも状のものという素材を空隙が認められるように編んでいくという方法が、自立した立体を形成する原理を含んでいて、カゴはまさしくこの原理によってひとつの立体として成り立つのです。

畑山典江さんの作品は、カゴを編む方法を使って制作されたものです。カゴそのものではなくいわゆるオブジェ作品ですが、原理はカゴの造形方法に基づいているので、肩書きは「かご造形作家」としています。

素材は、世の中では梱包用に使われることの多い紙バンドです。あの茶色い紙ひもをもっと丈夫に固めたようなバンドです。そういうものでも立派に芸術作品の素材になるのですね。しかもできあがってくるものは、最近の作品ではまるで生き物を感じさせる有機的な形態をしているのです。そういうとても不思議な作品を作る人です。

道具はほとんど使わず、紙バンドを手で編んでいくという作業を延々と続けていくのです。技法的には誰でもできる、とてもシンプルで簡単な方法です。だけども、編みの定式を使ってどういう構造を作り上げていくとどういう形になっていくかということに倦むことのない好奇心を持って探求していこうとすると、そこにはとても奥深い世界が待ちかまえていて、だんだん話が難しくなっていきます。

しかし延々と続けていくという作業があたかも生物的な営みへと同化し、そこから出てくる形が生き物を思わせるのは、まさに圧巻と言うべきでしょう。それは頭に描いて創り出された形ではなく、紙バンドを編んでいくという作業の中から生まれてきた形なのです。

畑山さんの工房は、埼玉県さいたま市浦和区（旧浦和市）にあるふつうの民家の、居間としても使われている部屋でした。床も天井も四囲の壁もすべて無垢の木の板張りで、心安らぐ環境で制作しているようです。近所に鎮守の杜があって、樹齢数百年の巨木のあるところまで案内してもらいました。「時間を空間に変えていく」仕事をしている畑山さんは、その老木の姿に自分の創作の目標とするところを重ねているように見えました。

カゴ、または自立した時間のかたち

（制作／かたち21）

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 616
2008 May

美の工房　工芸評論家●笹山　央
03 信濃の国のADR
06 筆界特定制度対応PT
09 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2008　Part7
「都市再生と地図整備」
12 ADRフォーラム2008　～ADR認証制度のこれからを展望する～
16 千葉県土地家屋調査士会　文化講演会
「裁判員を体験してみよう!!」
20 土地家屋調査士制度の将来を見つめた
キャパシティ・デベロップメントの取り組み
寄付講座の試みの紹介
25 4月1日は『表示登記の日』
26 第12回「不動産鑑定評価の日」記念講演会
28 東京土地家屋調査士会　会館竣工記念式典・祝賀会
29 日本土地家屋調査士会連合会・新事務所　千代田区に移転
30 情報スクランブル
私にとっての境界（筆界）　有馬シビル・ロー研究室●有馬　厚彦
32 特定認証局の動き
PDFについて考えてみました
35 会長レポート
37 お知らせ
自家共済分配金の大規模災害対策基金へのご寄付について
38 広報最前線／島根会
40 世界遺産候補地
「若狭の社寺建造物群と文化的景観」　―神仏習合を基調とした中世景観（福井県小浜市）
42 ネットワーク50
兵庫会・神奈川会
44 お知らせ
土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について
45 サステナビリティ・シリーズ～クラスタ活動の創造に向けて　先人に訊く①　大阪会　松本榮一会員
悠々たる人生～103歳の春
46 全国土地家屋調査士政治連盟
第8回定時大会開催される
48 人事異動　法務局・地方法務局
49 お知らせ
土地家屋調査士2009年オリジナルカレンダー
50 お知らせ
地理空間情報フォーラム2008　―拡がる測量の世界―
52 地理空間情報フォーラム2008　日本土地家屋調査士会連合会担当企画のご案内
53 土地家屋調査士名簿の登録関係
54 会務日誌
55 土地家屋調査士の本棚
ADR認証制度－ガイドラインの解説
56 公嘱協会情報　Vol.72
58 なるほど　ナットク　国民年金基金5　サラリーマンの年金と比べてみると
60 講習のお知らせ
62 ちょうさし俳壇
63 ブロック新人研修修了者　中部ブロック・中国ブロック・東北ブロック・北海道ブロック
64 編集後記
巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

表紙写真
「春の女神」
第22回写真コンクール佳作
溝口　敏雄●兵庫会

信濃の国のADR

境界問題解決支援センター長野　センター長　　内山　　威

群馬県に郷土を表現する上毛カルタがお有りとか、長野県には県民、誰もが合唱できる、“信濃の国は十州に境連なる国にして…”で始まる県歌「信濃の国」があります。

一番の終章は“海こそなけれもものさわに、万足らわぬことぞなき。”と海なし県の負け惜しみを謳っています。

昭和20年2月12日に7m85cmの積雪日本一を記録したという、新潟（越後）県境に近い北端の栄村森宮野原から、隣接静岡県浜松市水窪町と兵越峠を挟んで毎年県境を賭けて綱引き試合を行うと云う、最南端の飯田市南信濃まで二百数十kmの長い県であります。

ちなみに、県境を賭けた綱引きとは、勝った方が1m相手方を後退させる事が出来るという、ユニークな行事です。

海なし県は太平洋まで領地を伸ばし、浜松側は諏訪湖まで獲得が目標、どちらも連戦連勝で6万有余年を要するという、壮大なロマンの話です。

土地の境界争いもかく有りなばと思いを馳せる、遊び心です。

歌詞は“聳える山はいや高く流るる川はいや遠し”と続きます。

富山県（越中）、岐阜県（飛弾）との県境は急峻な飛騨山脈（北アルプス）の尾根、山梨県（甲斐）静岡県（駿河）とは赤石山脈（南アルプス）を境とし、さらに2千m級の山並みによって埼玉県（武蔵）群馬県（上野）と分かちます。

その昔、旅人を悩ませた、安房（上高地～飛騨高山）恵那、碓井等々の名だたる峠も、隋道で、峠から下ろした、県境の表示も見落とすほど難なく通過してしまいます。

これなども、ADR調停のヒントにならないかなーなどとも思いますが…。

設立記念式典

群馬会さんとは大変なご厚誼をいただきました。本会の研修会にもお見えいただいたり、平成19年10月7日、8日の研修会に参加を認められ、親身のお世話をいただきました。その後も、何かとご指導をいただきましてありがとうございました。

日本の尾根を象徴して、河川は日本海に流れる千曲川と犀川、山並みを削って新潟県（越後）に注ぎます。太平洋に向かう、木曽川と天竜川。それぞれ岐阜県（美濃）愛知（三河）の地を潤し、片や静岡（遠江）を縦断します。

愛知会の西本前連合会長さんには、10月30日、本会の会員全員を対象とした、「第2回ADR研修会」で「土地家屋調査士の生き残りをかけて」とのタイトルで熱き思いのご講演を頂きました。

お国自慢の歌詞は更に、“松本、伊那、佐久、善光寺四つの平らは肥沃の地”、そして前述の“海こそなけれ…”になります。

古来、強がりか、盆地を平野と呼びます。県内を中央アルプスと呼称する山脈を筆頭に連なる山並みを縫って流れる川沿いに平地が存します。

この地形が、私たちのADRセンターを悩ませます。南北ばかりでなく、北アルプスから、浅間山までの東西間の距離も、途中さながら『山』の字型に2つの盆地を挟み百数十キロ、このような、広さと交通の便もさしてよくないところで、200kmの道のりを相談

においでくださいとは、言い切れません。

したがって、4ブロックでとの段取りを思考しなければなりませんでした。

運営委員も、4ブロックから選出することになりますし、相談委員、調停委員候補者も（勿論弁護士委員も）委嘱することとなります。

国宝松本城（烏城）、北アルプスの玄関口、唯一長野県内の空港を擁する、松本市、ほぼ県内の中心地、必然的に研修会の会場となります。

空路の行く先は、札幌、福岡、そして大阪。

8月11日「第1回ADR研修会」（会員全員対象）開催。

「ADR業務獲得から見る土地家屋調査士の将来の展望」と題して、大阪会副会長　西田　寛先生にご講義を頂きました。先生のご熱意で、ロールプレイまで指導いただきました。

その後、「調査士法、ADR法、センター規則、相談・調停員心得」等の相談・調停員候補者、本会役員約100名を対象に、自前の研修会を12月20日に第3回として開催。

本年に入って、1月15日と28日に慌ただしく第4回、5回研修会を開催。

第4回は「ADRにおける法律知識」と「センターの事務手続き」を運営委員会副委員長の相馬弘昭弁護士の明快な講義が際だった研修だった。

第5回、「相談員・調停員としての面談技法」をこれも自前で行う。

そして、諸般の事情で設立記念式典直前の開催となった2月29日～3月2日の第6回の研修会。

今、話題の正岡子規と秋山兄弟の参上よろしく、愛媛大学　和田直人先生と認証を取得された、愛媛会の岡田潤一郎会長と三宅雄二センター長。理論と実践を武装された強力なスタッフの、惜しみない御講義とご指導をいただく。

拝聴した会員は誰彼となく、鮮烈な刺激と勉強になったとの印象を表す。緊張を以って4月1日以降の業務に生かされる事になりました。

伊那谷を流れる天竜川を遡るとそこが諏訪湖、天下の奇祭、諏訪大社の御柱は再来年か佐久平を集水した千曲川は、大阪冬、夏の陣でさんざんに徳川勢を翻弄した、真田家の上田城趾あたりで川幅を広め、やがて上高地を源流とした犀川と合流、善光寺平を形成。

県都長野市。ご存じ善光寺、日本で3番目に（夏、冬通じ）オリンピックを開催。

これの記念の地か、北京オリンピックの聖火リレーが4月26日街を走り抜ける。

地理的には北に偏っているが、本会事務局もここに居するため、必然会議等はここで持たれる。

長野県弁護士会の全面的な支援をいただき、10月19日協定書の調印、11月26日センター設立に至る。

3月4日市内「ホテル国際21」で設立記念式典を挙行。

以後慌ただしい日々を送り、4月1日業務開始を迎える。

最終の研修会のあと、若い会員から電話の応対の援軍の申し出あり。早速ローテーションを組み、当面お願いする事とした。

過度の緊張感が伝わってくるものの、研修会の成果を生かし対応をしていただく。

調査士の職業病みたいな、生真面目さのベースに、老獪さ、したたかさのような物を塗布できないものか、一朝一夕に備わるものではないが、我々に課せられた課題の一つか。

長野オリンピックを期して、開通した長野新幹線。これが地元のもくろみとは裏腹。

従前陸の孤島と揶揄されておった地から1時間30分で東京駅へ。

物も心も東京指向。知らず知らずの間に我々の心の中にも竦んでおったらしい。

認証を得る事が、錦の御旗を掲げることであるかのごとく、労力を傾注してきた感は否めない。

4月1日業務開始にあたり、無免許運転をする後ろめたさを払拭しようと、指定の申請をしたところ、業務開始の事実を以って申請しろとのご指導。勇み足。

業務開始後も朝令暮改の試行錯誤。改善する事にためらい、躊躇があってはならないとの準備不足を伏せおいた、身勝手理論を振りかざして。

新幹線を羨望しながらもアップアップの在来線、ローカル線が走っている。而して地域住民の足として。

会員それぞれ年会費、最低1ヶ月分ぐらいの負担をいただくADR、それを持つ事が、将来地域のなかでの資格者として地歩を確立する

一助になること…与えられた命題はとてつもなく大きい。

県歌、信濃の国は、これをもってようやく１番、以下６番まで続く。ローカル線の速度、否、牛に引かれてでいい、せめて６番を歌い始める頃には、何とか、本会会員にADR機関の存在意義を認めていただけるようになりたいものです。

末尾になりましたが、ご指導を賜りました、先生方に心からの御礼を申し上げまして駄弁を閉じたいと思います。

来年は善光寺のご開帳です。多くの方のご来長をお待ちしております。

土地の境界線

トラブル解決を支援

資料の県土地家屋調査士会

民間機関を設置

ADRセンター開業新聞記事（長野市民新聞）

筆界特定制度対応PT

日本土地家屋調査士会連合会　社会事業部理事　宮嶋　泰

平成17年の不動産登記法の改正によって新たに創設された筆界特定制度も、すでに2年以上を経過した。

日調連においては、昨年11月の「筆界特定実務の手引」の刊行をはじめとして、筆界特定制度の定着・発展のための諸施策をとってきたところであるが、さらにその取組を強化するために、昨年12月、筆界特定制度対応プロジェクトチーム（第2次筆界特定PT）を組成した。

本稿では、筆界特定PTの目指すところを明らかにする。

筆界特定制度の三つの契機

筆界特定制度は、平成17年の改正によって不動産登記法に「第6章　筆界特定」を設けて創設されたものである。その内容を一言で表現すると、「土地の所有権の登記名義人等の申請に基づいて，筆界特定登記官が，外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて，土地の筆界の現地における位置を特定する制度です」(法務省パンフ)ということになる。

つまり、筆界特定制度は、

①土地の所有権登記名義人の申請

②筆界調査委員の意見

③筆界特定登記官による特定

という三つの契機をもつものと、とらえることができる。この三つの契機が有機的に連関を持つ一つの過程として実現することが、制度として有効に機能することになる。まさに「三位一体」が求められている。そして、私たち土地家屋調査士こそがこの三つの契機を連関づける要にあるのであり、その責任の大きさを自覚しなければならない。

筆界特定の申請・処理状況

本論に入る前に、筆界特定制度の現状を、全体的な申請件数と処理（終了）件数という点から見ることにしよう。

筆界特定の申請は、平成18年2790件、平成19年2663件、2年合計で5553件（手続番号数）なされている。これは、境界確定訴訟の受訴件数が年間900件ほどであったことと比較して（件数の数え方に相違があるとしても）はるかに多い件数であり、境界問題を抱える国民にとって、筆界特定制度が魅力ある制度として期待されていることを示すものといえるであろう。

しかし、このような国民の期待の大きさに対して、その処理状況は必ずしも順調といえるものではなかった。制度発足当初の平成18年においては、取下・却下となった388件を除いた2402件の手続に対して、筆界特定された件数は343件にとどまっていた。2年目の平成19年には、取下・却下となった900件ほどを除いた1800件の手続に対して1500件余の筆界特定がなされ、だいぶ改善されている（月別に見てみると、昨年8月以降は新規受理件数よりも終了件数のほうが多くなっている）ものの、まだ当初の遅れを取り戻すには至ってはいない。

このような筆界特定制度の現状は、改善されるべきものと言うべきであろう。そしてその改善を、決して他人事ではなく、土地家屋調査士自らの主体的な課題としていく必要があるのであり、筆界特定PTの目指すところはまさにそこにある。

改善の方向を、先に述べた筆界特定制度の三つの契機から見ていくことにする。

「筆界特定実務の手引」
－代理人としての適切な関与

昨年 11 月に刊行した「筆界特定実務の手引」は、土地家屋調査士が筆界特定手続の代理人（土地家屋調査士法 3 条 1 項 4 号）としての職務を適切に果たすことを目的として刊行したものである。

筆界特定の手続が、申請に基づいて開始されるものであることから、このスタート時点での申請がどのようなものとしてなされるのかが、手続全体の円滑・迅速な進行を可能にするかどうかを決する重要な要素となる。

筆界特定の申請は、土地の所有権登記名義人の本人からもなしうるものであるが、手続に専門的な知見を必要とするものであることから職業的な代理人となれる者は限定されている。土地家屋調査士、弁護士、認定司法書士である（調査士法 68 条）。

そして現実には、この 2 年間の筆界特定申請件数 5500 件ほどのうち 3400 件（61％）ほどが土地家屋調査士を代理人とする申請としてなされている（弁護士・認定司法書士は合わせて 15％弱）。

この調査士代理の率は、平成 18 年の 56％から平成 19 年の 67％へと増加の傾向を示しており、土地家屋調査士が筆界特定制度の中で占めるべき位置を現実の数値として示している。

筆界特定の手続が「一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた」点、線としての「筆界」（法 123 条 1 号）について、調査を尽くしてその「現地における位置を特定する」（同 2 号）手続であるわけだから、日常的な業務の中で筆界に係る様々な資料を調査して、現地の測量を含んだ調査結果との総合的な判断において筆界の現地における位置を判断している土地家屋調査士が中心的役割をはたすのは当然のことだといえる。

私たち土地家屋調査士は、そのような存在として、筆界特定の手続の全過程を見据えて、必要な情報を適切に提供するような申請を行う必要がある。そのことが、筆界特定手続全体の円滑な進行に寄与することになるわけであるし、そもそも依頼者のより迅速で低廉な費用での筆界特定の実現への期待にこたえることでもある。そして、このような土地家屋調査士の取り組みこそが、筆界特定制度の中における土地家屋調査士の確固たる地位を築き守ることにもつながるのである。

筆界調査委員としての職務・責務

土地家屋調査士の筆界特定制度への関与には、筆界調査委員としての関与もある。

先に述べたように、2 年間で 5500 件ほどの筆界特定申請がなされ、手続が進められたわけであるが、そのすべての事件に少なくとも 1 名の土地家屋調査士が筆界調査委員としての指定を受けて、職務に従事していると言われている。筆界調査委員は、ほぼ独占的に土地家屋調査士から供給されている、と言っても決して過言ではないであろう。

この事実は、私たち土地家屋調査士の責任の大きさとしてとらえなければならない。

現に、先に述べた筆界特定手続の処理状況の遅れ、ということについては、その大きな原因の一つとして筆界調査委員の意見書提出の遅れがある、との指摘もなされている。

土地家屋調査士筆界調査委員にとっての課題を考えてみよう。

まずはじめに確認しておきたいのは、筆界に関する調査を行う経験・知見・能力についてその任に当たるべき社会的集団（資格者集団）として土地家屋調査士に優るものは存在しない、ということである。このことには大いなる自信を持つべきである。もちろん土地家屋調査士という資格者が、集団として最も能力があるからと言って、個々の土地家屋調査士に自然に能力が備わるわけではない。この能力は、それぞれの調査士の努力・研鑽によって獲得していかなければならないものである（筆界位置の特定のための能力獲得にあたっては、「土地境界基本実務叢書」を是非活用されたい。Ⅴ巻「筆界特定の技法」においてⅠ～Ⅳ巻の具体的活用法が示されており、まさに筆界特定のための能力獲得のための基礎的資料である。）。組織的には、「境界鑑定」等をめぐる組織的蓄積を、個々の会員のものにするための努力がなされねばならないし、筆界特定手続における調査を計画的に主導して、申請人・関係人への手続保障に配慮しながら関与し、その結論としての的確な

「意見」を迅速に出せる能力を獲得するための組織的な努力が求められている。

そして、そのような能力をもつ土地家屋調査士が、筆界調査委員としての職務に従事してその職責を果たしうるような現実的条件が必要である。そのためには、筆界調査委員の職務が、専門的職能を発揮するのに相応しいものとされなければならない。筆界調査委員の職務にあたるについては旺盛なるボランティア精神が必要だとしても、それだけでは足りない。実際に専門的能力を遺憾なく発揮するためには職業的な基盤が必要なのであり、筆界調査委員の職務が、専門的能力の全面的発揮にふさわしい舞台になることが必要である。

筆界調査委員としての職責を果たす中核的存在として、このような条件の形成をも課題としていかなければならないだろう。

筆界特定登記官等との連携

筆界特定を行う主体が「筆界特定登記官」である以上、筆界特定手続の代理人として関与するにしても、筆界調査委員としての職務に従事するにしても、最終的な判断者である筆界特定登記官の存在を考慮しての対応が必要であり、筆界特定登記官との連携、という課題を抜きにするわけにはいかない。

この課題は、補助職員（法 134 条 4 項「法務局または地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。」）の活用と連携という場面でも問題になる。

筆界特定手続の円滑な進行のために、筆界特定制度の中でそれぞれの関与者が、どのような役割を果たすべきものとされているのかということが、法令の規定に帰ってしっかりと見直されなければならない。この点について、制度発足当初の不慣れもあってなおざりにされた面があるのではないか、反省が必要である。

そしてその上で、筆界特定制度に関わるそれぞれの者が、どのような役割をはたしていくことが、最も効率的で円滑な進行に役立ち、適正な結論に到達することに資するのか、ということを、制度の在り方を含めて根本的に問題にしなければならない。

私たち土地家屋調査士は、筆界特定制度のまさに中核にある存在として、ふさわしい責任・主体的な姿勢をもって関与していかなければならないのである。

最後にお願い：
実態調査（アンケート）へのご協力を！

以上のように、筆界特定 PT においては、筆界特定手続のより円滑で迅速・適正な実施、筆界特定制度の確立に寄与するために、制度及びその運用について改善すべき点は改善すべく問題点の整理を行っています。

この課題の実現のためには、現状の正確な把握、その客観的資料としての提示が不可欠です。そこで、筆界特定制度の現状を把握するためのアンケート調査を実施いたします。

アンケート調査は、各会に対するものと、筆界調査委員の任にある会員に対するものとの二つの方法で実施する計画です。ともに、連合会から各会に対して発信し、各会から会員への配信と集約をお願いしたいと考えています。

お忙しい中恐縮ですが、筆界特定制度の改善へ向けての趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

ほっかいどう地図・境界シンポジウム2008　Part7

「都市再生と地図整備」

平成20年3月7日札幌市においてほっかいどう地図・境界シンポジウム2008が開催されました。日差しもやわらぎ雪解けの進む会場に約300名の参加者がありました。また会場には、札幌土地家屋調査士会による登記相談コーナーも設けられていました。

[第1部]

講演　「地籍情報の流通と地理空間情報」

日本土地家屋調査士会連合会研究所副所長　常任理事　藤木政和

地理空間情報活用推進基本法の概要

—背景—

(1) 地理情報システム（GIS）位置情報をキーに基盤地図情報に統計・台帳等データを対応づけ重ね合わせて表示することにより様々な情報の関連性が一目でわかり総合的対策を考えることができる。

(2) 衛星測位は、米国の衛星システムが基盤であり、国民生活や国民経済に深く浸透しており重要な社会基盤である。地理情報システムと衛星測位の連携により国民生活の向上と産業発展への貢献。

日本土地家屋調査士会連合会　藤木政和様

—推進すべき施策—

信頼性の高い衛星測位サービスを安定的に享受できる環境の確保、効果的・効率的な公共施設の管理、防災対策の推進、国土の利用･整備･保全、国民の生命･身体･財産の保護、地理空間情報活用推進基本計画、新世代の地理情報システム（次世代GIS）の整備及び活用の推進。地球全体にわたる衛星測位システムの運営主体との連絡調整、ビルや山陰の影響を受けずに利用可能な準天頂衛星システムによる衛星測位の技術実証・利用実証に平成18年度から着手。

—期待される効果—

行政の効率化･高度化。新産業･新サービスの創出。弱者保護力の強化。安全安心、国民生活の利便性向上。国土の利用整備保全。

滋賀県土地家屋調査士会理事　法25条2項委員長　上田忠勝

滋賀県土地家屋調査士会の地籍情報の流通への取組、街区基準点を利用する場合資料収集、破損状況報告等インターネット内に共通参照空間を作れないか。自治体においても下水道・河川・道路・区画整理等なかなかデータを共有できない状況にある。データを管理し信頼できるデータベースを作ることが地理空間情報の活用に繋がるのではないか。共通のシステム

を使う事によって事務手続きの効率化、データ品質管理、高品質化が期待できる。そして不動産調査報告書との連携によって地籍情報流通モデルを構築していけばどうかといった取り組み又法務局・自治体との連携強化のための三者協議会、近隣の調査士会との連絡協議会の立ち上げなど。

[第２部]

講演　「都市部における地籍整備と街区基準点」

国土交通省土地・水資源局国土調査課企画係長　荒川　豊
国土交通省土地・水資源局国土調査課　主査　加川　亮

—都市再生街区基本調査と土地活用促進調査—

都市再生街区基本調査の概要 (1) 目的は、都市部の地籍整備を推進するための基礎的情報の整備 (2) 対象は、地籍調査未了の人口集中地区 (3) 期間は、平成 16 ～ 18 年度 (4) 実施内容は、街区基準点を設置、街区隅の座標値を調査、「公図と現況のずれ」を明確化する (5) 調査の効果として街区基準点の整備により全国的に高精度な基準点を設置し位置情報として継続的に利活用が可能となる。街区角の測量成果を利用した公図等の補正、基礎的資料の取得、公図と現況の重ね合せ図を HP で公開。

国土交通省土地・水資源局国土調査課
企画係長　荒川　豊様（左）
主査　加川　亮様（右）

会場受付

会場

北海道の都市再生街区基本調査、平成 16 ～ 18 年度に 38 市（約 570km^2）を調査。公図と現況のずれの程度は、全国的に見て低い。

街区基準点等の成果使用について (1) 街区基準点等の移管、移管同意の市区町は、従来どおりの利用が可能。ただし測量計画機関は、市区町となる。移管未同意の市区町は、街区基準点使用停止、節点及び補助点廃止 (2) 平成 20 年度以降の街区基準点成果、市区町は、街区基準点の維持管理、測量標・成果の使用承認。国土地理院は、測量成果・記録の写しの閲覧、謄抄本の交付 (3) 仮設点（節点及び補助点）の取り扱い、移管同意市区町に設置された仮設点は従来どおり公共 4 級基準点相当として使用可能、移管未同意市区町に設置されて仮設点は廃止する。各法務局及び地方法務局での閲覧は、引き続き実施されるが国土地理院は、謄抄本交付及び閲覧は、しない。(4) 仮設点の使用方法、国土交通省の HP から設置時の測量成果を確認、現地で仮設点の存在を確認、測量計画機関への成果交付使用承認等の申請 (5) 携帯電話による節点及び補助点検索ツール GPS 機能付携帯電話を使用する無料情報サービスの開発

土地活用促進調査 (1) 目的は、詳細な都市部の土地情報の整備 (2) 地域は、密集市街地や中心市街地 (3) 期間は、平成 19 ～ 21 年度 (4) 調査内容は、官民境界の推定線について情報を整備 (5) 密集市街地や中心市街地の地籍測量、土地活用による成果の利用、市区町による地権者の立会い等により確認、正確な官民境界の決定。

—都市部における地籍整備と街区基準点—

地籍調査とは、市町村等が実施する土地境界に関する調査であり地籍図及び地籍簿を登記所に送付する。登記所では、登記記録を修正、地籍図を不動産登記法第 14 条第 1 項の地図として備え付ける。地籍調査の実施状況、人口集中地区において進捗率は、低い。

都市部において地籍調査が進まない理由 (1) 権利関係が複雑で境界確認が困難 (2) 筆が細分化されており調査筆数が多い (3) 隣人との接触を避けたいとの意識が強いなどの理由から実現可能な事業量が少なく調査着手への気運が高まらない。

これまでに講じられてきた措置

(1) 官民境界等先行調査、地籍調査に先行して官民境界及び官官境界の境界点の調査 (2) 都市再生街区基本調査、街区基準点の整備や街区点の調査 (3) 土地活用促進調査、都市再生街区基本調査の成果を活用して街区外周の位置に関する基礎的データを収集・整備

都市部における地籍整備の推進方向、公図と現況のずれの程度に応じた取組を検討 (1) 公図と現況が概ね一致する地域・正式地図化作業の実施 (2) 公図と現況が大きく異なる地域・通常の地籍調査の実施 (3) 公図と現況が一定程度一致する地域・官民境界情報の整備状況に応じて官民連携による地図整備の実施。

地籍調査推進に向けた環境の整備 (1) 公共事業連携調査、道路事業等の公共事業を実施しようとする地域において地籍調査を連携して実施することにより用地取得の円滑化迅速化を図る。(2) 民間測量成果の活用、地籍調査以外の事業で作成された地図及び簿冊を不動産登記法第 14 条第 1 項の地図として備付ける。(3) 都市再生街区基本調査成果の民間利用の促進 (4) 法務省との連携、地元住民に対する説明会への出席、現地調査への協力、成果案の閲覧への協力、筆界特定制度の利用 (5) 地籍調査の推進に向けた環境の整備、新規着手市区町村等への支援、一筆地調査の促進に向けた取組、広報の充実。

謝辞

北海道ブロック協議会副会長
山谷正幸

地理空間情報活用推進基本法が施行されデジタル地図情報が衛星測位技術と相まって活用される地理空間情報時代に入ってきたということで今後あらゆる分野に活用されることでしょう。また滋賀会上田氏より街区基準点情報の共有化の問題など報告していただきました。第 2 部に入りまして街区基準点の整備に始まり、街区点測量を行い公図を数値化していくというシステムが今後地籍調査に活用されていく流れを解説していただきました。これから新しい地図作りの幕開けというような感がいたしました。本日は、多くの方にご来場いただきまして主催者として改めてお礼申し上げます。大変ありがとうございました。

（札幌会広報部　森田和夫）

ADR フォーラム 2008

～ ADR 認証制度のこれからを展望する～

主　催　　愛媛県土地家屋調査士会・境界問題相談センター愛媛（境界 110 番）
　　土地家屋調査士会四国ブロック協議会
開催日　　平成 20 年 3 月 8 日（土）10：00 ～ 17：00
会　場　　松山市総合コミュニティセンター　キャメリアホール
日　程　　第 1 部　市民公開講座『土地の境界について知ろう！』
　　講座①　愛媛の地租改正（境界の誕生）
　　講座②　六本木ヒルズにおける境界確定
　　講座③　ご存知ですか？ 14 条地図（道後温泉地区レポート）
　　講座④　便利な防災ツールとしての地籍調査
　　（なお、3 階大会議室にて境界問題無料相談会を同時開催）
　　第 2 部　『ADR 認証シンポジウム』個別報告とパネルディスカッション
　　《個別報告者兼パネリスト》
　　内堀宏達氏（法務省大臣官房司法法制部参事官）
　　上原裕之氏（東京家庭裁判所判事）
　　中村芳彦氏（法政大学法科大学院教授・弁護士）
　　和田仁孝氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）
　　《司　会》
　　和田直人氏（愛媛大学法文学部講師）

フォーラムの概要

愛媛県土地家屋調査士会「境界問題相談センター愛媛（境界 110 番）」は、2008 年 1 月 25 日付けをもって「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）」に基づく法務大臣の認証を受けることができました。全国では 8 番目。土地家屋調査士会では大阪会に次いで 2 番目。地方発としては全国ではじめての認証機関です。

それを記念して、当会では境界問題相談センター愛媛が認証 ADR 機関となったことの広報活動を含めた市民サービスとして境界問題無料相談会を開催し、また土地の境界と土地家屋調査士の関わり等について市民の皆さんに知って頂く為に市民公開講座を開催するとともに、施行 1 周年を迎えた ADR 法の実績と役割を検証すると同時に、将来に向けて日本に ADR が根付くためのきっかけを探求すべく、今回のフォーラムを開催するに至ったしだいであります。

以後、各部の講演ごとに報告させて頂きます。

第１部　市民公開講座
『土地の境界について知ろう！』

①『愛媛の地租改正』（境界の誕生）

境界問題相談センター愛媛センター長　三宅雄二
愛媛県土地家屋調査士会副会長　山本明宏

まず、本日の会場である松山市総合コミュニティセンターの地図、登記事項証明書を利用して、筆界や地番について分かりやすく説明しました。

次に、愛媛の地租改正について、プロジェクターを使い年代を追って三宅センター長が説明し、それに対して山本副会長が一般のみなさんに代わって質問するスタイルで進行。日常では馴染みの無い言葉が多い講義ですので、ややもすると堅苦しい雰囲気になりがちですが、そこをお二人の軽妙なトークで親しみやすく入り込みやすい雰囲気にしてくれました。「つかみはOK！」といったところでしょうか。

②六本木ヒルズにおける境界確定

愛媛県土地家屋調査士会会長　岡田潤一郎

六本木ヒルズの事業概要について、その再開発に地図整備作業がどのように関係し係わっていったかを開発前後の画像を用いて説明しました。その中で地籍整備を進める上で重要なのは、次世代に耐えられる地図作りであり、不動産登記制度や他の土地情報システムを連携させ、付加価値を増大させるものでなければならないとの提言がありました。そして、取引の安全性の確保はもちろん、都市再生、経済再生、環境保全、防災等ともリンクさせ、教育界や市場にも影響をおよぼしてこそ、真に国民に認知される事業となるであろうとの提言に感銘を受けました。

③ご存知ですか？ 14条地図（道後温泉地区レポート）

社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会副理事長　末光悦志

14条地図作成作業について、まず１筆ごとの土地の所有者・地番・地目などを資料調査し、次に現地立会により土地の境界を確認し、その場で境界標を設置し、後日の測量によって土地の位置・形状・面積を確定し、調査･測量の結果作成された図面は、14条地図として法務局に保管され、その成果が登記に反映されていくという一連の流れをわかりやすく説明しました。立会風景や基準点・境界標識の設置風景などの写真も使い、14条地図が備え付けられていることによるメリットの説明を通じて、土地家屋調査士が地図作りに貢献しているということを市民に対しPRしました。愛媛県のみならず四国の観光シンボルと呼べる道後温泉地区のレポートであり、会場内の関心も高い様子でした。

会場風景

④便利な防災ツールとしての地籍調査

社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会副理事長　倉富雄志

地籍調査が防災・災害復旧の面で発揮する点として、ハザードマップ、防災マップへの利用ができ、災害発生時にはライフラインなどの探索に活躍、そして災害復旧にあたっては公共財産・民有地の位置や境界を迅速に復旧することができる事を挙げて説明しました。また、松山市のDID地区については約55km^{2}が未整備であるため早急に地籍整備を行う必要があり、今後30年後の地図作成への展望として

- 地籍調査事業による地図作成（年間1km^{2}以上の地図作成…30年で30km^{2}から40km^{2}をカバー）
- 法務局による地図作成（地図混乱地域を中心に年間0.5km^{2}を継続実施すれば…30年で15km^{2}の地図を作成）
- 調査士による一般業務や公共事業の登記業務の世界測地系による業務処理の義務付けを列挙し、地籍調査事業を含めた地図整備への想いを伝えました。

第２部　ADR 認証シンポジウム

個別報告①『認証制度（かいけつサポート）の現状と課題』

内堀宏達氏（法務省大臣官房司法法制部参事官）

最初に、認証を受けている団体の名前と認証を受けるプロセスについてご説明をして頂きました。次に認証制度の意義は、裁判によらずに法的トラブルを解決することであり、そこには当事者の自主性を引き出す事が不可欠であるということを述べられました。ADR は裁判とは違った様々な特性を持ちますが、その運用を誤りその特性が逆にマイナス要因となってしまわないようにするために全人格的な係わりを持つ必要があるということを述べられました。そして ADR の普及と定着について、認証紛争解決事業者としての自覚を持ち利用者に認証 ADR を利用したプロセスは間違いでなかったと満足してもらえる ADR を目指してもらいたいとの激励を頂きました。

個別報告②『ADR は人で持つ』

上原裕之氏（東京家庭裁判所判事）

仲裁者の振りをして漁夫の利を得た「山犬とかわせみ」のお話を例に出され、ふさわしい手続実施者の選任の大切さを述べられました。認証 ADR 機関とは、利用者・実施者・国の三位が持つものであり、そこには持つものの責任が発生すること、そのためにも全人格的な係わりを持つ必要があること、また対立から協力へ移行することに ADR の未来があるとの提言を頂きました。紛争当事者同士も実は紛争を乗り越えるためのパートナーであり、それぞれの協力なしに和解はありませんというお話があり、最後に述べられた「愛媛のものには愛がある。」「ADR は、愛 (A) で (D) ある (R)。」とのお言葉は、私だけでなく会場でお話に耳を傾ける者すべての胸に響きました。

個別報告③『士業 ADR の課題と認証制度』

中村芳彦氏（法政大学法科大学院教授・弁護士）

なぜ士業 ADR なのか？職域拡大の発想での ADR は成功しない。この ADR を成功させるためには、現場のニーズを検討し、どのような ADR が

パネリスト

求められているのかを考えながら制度設営を行わなければならない。もっと利用者の現実の状況に迫っていくアプローチが必要であり、利用者が自分の問題は自分で解決していくという意識と自覚を培っていくことが重要であると述べられました。そして、われわれの身の回りでの日々の関わりを ADR として位置づけ、その延長で制度としての ADR を位置づけていくことが、ADR の定着と発展に繋がっていくものであり、「ADR とは制度ではなく運動である。」のお言葉、思わず唸りました。

個別報告④『ADR の展開と将来』

和田仁孝氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）

他国との ADR に対する考え方の違いがあったが、日本の ADR も変容してきた。

認証基準の運用と ADR の衰退、隆盛についての説明があり、手続主宰者の行動倫理・専門技法等の重要性について述べられました。社会にとって ADR が身近なシステムとなるためには、手続主宰者は、変容する当事者の解決意識を無視するのではなく、多様な当事者の解決意識への対応が重要であると説明がありました。社会にもとめられている ADR とは一体どんなものなのか、基本に立ち返る事が必要であると感じました。

パネルディスカッション『ADR 認証制度のこれから』

当会の学術顧問である和田直人氏（愛媛大学法文学部講師）による進行のもと、会場で受けた質問をパネリストにお答えいただきました。その一部をご

紹介させていただきます。

被申立人にADR手続の応諾を受けることが難しいが、どのような対応をもって応諾を受けることに成功しているかとの質問に対しては、申立人と直接応対してセンターの説明をした事例や、被申立人の立場に配慮したラブレター作戦などの事例が紹介されました。

また、ADRの認証についての事前相談や審査についての質問がありました。事前相談や審査では、申請者に規則の運用について、より具体的な対応について回答を求めているということでした。（規則を揃えただけでは、認証は難しいようです。）

そのほか、境界問題相談センターと筆界特定制度との積極的な連携をすべきとの意見もあり、今後の認証ADRの推進に有意義なパネルディスカッションとなりました。

ADRフォーラムを終えて、これから

第1部の市民公開講座・第2部のADR認証シンポジウムには一般のみなさん100名、企業・団体・官公庁・他資格者等70名、他会土地家屋調査士73名、愛媛会会員113名と全体で350名を超える参加者を迎え、盛会のうちに終了することができました。また、午前中に弁護士会員と共に開催しました境界問題無料相談会にも15組の相談がありました。3個所設けた相談ブースは、制限時間をオーバーしてしまう熱気にあふれ常に稼動している状況で、「境界問題」という命題に対する市民の反応の高さも感じました。境界問題相談センター愛媛の主催する相談会として定着させていく事も視野に入れたらどうかと考えています。

今回のフォーラムによって、ADR認証制度が、しなやかでしかも温かい制度として認知されるためのきっかけ作りとしての役割は果たせたのではないでしょうか。

「愛媛県土地家屋調査士会（境界問題相談センター愛媛）（境界110番）」が認証紛争解決事業者の一員と認めていただけたことは、当会が積極的・能動的に働きかけ行動したことによる成果であり、今回のフォーラムを通じて土地家屋調査士としての社会貢献のあり方を強く社会にアピールできたと思います。

しかし、境界問題相談センター愛媛にとって、「認証」はゴールではありません。前に進み、そして立ち止まり振り返り、そしてまた前に進む、そのような「過程」の一つに過ぎないと考えています。この振り返りは、土地家屋調査士会のためではなく、利用者のためのものであることを肝に銘じ、これからも前を向いて「日本で一番温かいADR機関」を目指し歩んでいきたいと思っています。

（報告者　真鍋佳広）

千葉県土地家屋調査士会　文化講演会

「裁判員を体験してみよう!!」

３月 12 日　於：アミュゼ柏クリスタルホール

◆協賛：千葉司法書士会
◆後援：千葉地方裁判所・千葉地方検察庁・千葉県弁護士会・千葉県・柏市・柏商工会議所・野田市・我孫子市

千葉県土地家屋調査士会では、社会貢献活動の一環として、例年、著名人を講師に招き、県民・市民を対象とした文化講演会を開催しています。本年は、来年５月までにスタートする裁判員制度を実感してもらうため、模擬裁判・模擬評議をメインとした参加型のイベント「裁判員を体験してみよう！！」を千葉県柏市のアミュゼ柏クリスタルホールにおいて３月 12 日に開催しました。

当日は、柏市・我孫子市の市民や、県内各地の土地家屋調査士を中心に、250 名以上の参加があり、会場がほぼ満席になるほど大盛況でした。また、千葉日報社、地域ニュース、柏市広報課のほか、ちょうど日本で取材活動をしていたオーストラリア SBS テレビの取材も入り、「土地家屋調査士」を広く知ってもらうという点においても大きな成果があったと思われます。

挨拶する椎名会長

講演会は、松川広報部長の司会により進められ、椎名会長の挨拶、そして、協賛団体である千葉司法書士会の大川会長のご挨拶からはじまりました。椎名会長からは、千葉県においては 208 人に１人の割合で裁判員になる可能性があること、裁判員制度を身近に感じてもらうために今回の講演会を開催したこと、県内には 670 余

【文化講演会プログラムの流れ】

13：00 ～	受付、裁判員役の抽選
	会場では日調連制作の DVD の放映と境界問題相談センター（ADR）の紹介
	参加者には『マンガでわかる土地家屋調査士のしごと』を配布
14：00 ～	開演、椎名会長らによる挨拶
14：20 ～	模擬裁判
	根本渉裁判官、右田直也検察官、牧田謙太郎弁護士
	被告人役（千葉司法書士会　池亀由紀江氏）、証人役（検察広報官　西沢晴彦氏）
15：15 ～	石田寿一裁判官による評議のポイント解説
15：25 ～	休憩、参加者から実刑／執行猶予の択一アンケートの回収
15：35 ～	模擬評議
	舞台表：根本渉裁判官、裁判員役６名（女性２名、男性４名）
	舞台裏：石田寿一裁判官、裁判員役６名（男性６名）
16：15 ～	評議の結果発表（舞台表、舞台裏、会場アンケート）
	根本裁判官・石田裁判官・右田検事・牧田弁護士による講評
16：30	閉演

人の土地家屋調査士がおり土地の測量・登記を業務としていること、土地の境界紛争を解決するために千葉弁護士会と共同で境界問題相談センターを運営していることなどが述べられました。

今回の模擬裁判・模擬評決で扱われた事件は、長女の高校進学をめぐり夫と口論となった末、暴力を振るわれた妻が、刺身包丁で夫の右脇腹を刺し、全治６ヶ月の傷害を負わせたという設定で、被告人である妻の量刑を決めるというものでした。根本裁判官による開廷の号令で、裁判官・被告人・検察官・弁護人・証人による模擬裁判が進められ、検察官からは「殺人未遂罪により懲役６年の求刑」という論告が、弁護人からは「減刑のうえ執行猶予の判決を」という弁論が述べられました。閉廷後、評議のポイントについて、石田裁判官より解説があり、休憩を挟んで、模擬評議に入りました。

模擬評議は、講演会受付の際に抽選で選出された11名の裁判員役の方々を交え、舞台表（壇上）と舞台裏（別室）の２箇所（いずれも裁判官１名と裁判員６名）で同時に行われました。裁判員役の方々には、あらかじめ、模擬評議の資料として、起訴状、検察官および弁護人の主張（冒頭陳述）、夫の刺創に関する診断書、実況見分調書、現場付近見取図、現場写真、妻の謝罪文、妻が過去に夫のDVで受けた顔面打撲等の診断書、検察官の主張（論告）、弁護人の主張（弁論）、模擬裁判量刑資料（殺人未遂罪の

模擬裁判の様子

はじめての裁判員役～文化講演会体験談

事前に調査士会より取材を兼ねて裁判員役を依頼されていて裁判員をやる事は聞いていたのですが、最初ステージ上に裁判員の人が壇上に上がったときは私の居場所はなく、いつ裁判員をやるのだろう？と一瞬不安になりました。ステージ上では公訴事実の確認、尋問とどんどん裁判が進んでいきます。やがて裁判が終わり評議を残すのみとなり休憩時間になると突然、係の人に呼ばれステージ裏の一室へと連れていかれました。部屋には裁判員役の人が私を含め６名、裁判官役の人１名合計７名が円テーブルに座り、これから表の評議と同時進行で被告人の有罪無罪及び量刑を非公開で決めるとのことでした。実際の裁判は公開ですが罪を決める評議は非公開で行われます。今回の催しの試みとして評議を公開、非公開の２つのパターンで被告を裁くと結果は異なるか否かの実験をしていたようです。確かに会場の皆に見られている公開の評議よりも、７人だけの非公開の評議の方が周りの雰囲気に流されず言いたいことも言えるし冷静に考えることも出来ます。非公開で参加した６名は自由に意見を述べ、時には自分の間違いに気づきその場で意見を修正するというまさに「乗り降り自由」の考え方のもと被告人の罪状について皆で考えました。結果として「執行猶予付きの懲役」に６名全員意見がまとまりましたが、裁判官はただ１人実刑を主張し非公開の評議は裁判員側の執行猶予付きという意見に落ち着いたようです。しかし実際の裁判員制度では裁判官３名、裁判員６名合計９名の多数決で決まり、多数の中には裁判官１名以上が必ず含まれていなければならないというルールがあります。今回は人数不足できちんとしたかたちで終了しませんでしたが、今回参加してとても興味深い評議ができたと思います。一方公開の評議では４対３で実刑の方が多数を占めたように人によって結果は異なります。今回の裁判員役を体験してみて、我々一般人は冷静に物事を判断する能力に少し欠点があり情に流されやすい面が多々見受けられるようです。司法の場に一般人が参加する事になった以上、より知識を深め物事の善悪がいつでも判断できるように人としてスキルアップしていきたいと思います。

（千葉会　秋元孝博）

量刑分布)、評議のポイント説明が配布され、評議は、これらの資料と模擬裁判に基づいて行われました。舞台表の評議では、裁判官の問いかけに応じて、事件の全体の印象、妻の動機、夫の暴力、事件の経過、妻が包丁を持ち出したことに対する評価、事件の結果などについて活発な議論が行われました。

模擬評議の終了後、舞台表では実刑４名（裁判官を含む）／執行猶予３名、舞台裏では実刑１名（裁判官のみ）／執行猶予６名、会場アンケートでは実刑27名／執行猶予187名という評議結果になったことが発表され、講評では次のようなことが述べられました。

模擬評議（舞台裏）の様子

「模擬裁判員等選任手続」に参加して（２月５日　於：千葉地方裁判所）

今回の文化講演会を控え、千葉県土地家屋調査士会は、千葉地方裁判所主催の「模擬裁判員等選任手続」に参加協力しました。ここでは、その様子をご紹介したいと思います。

まず、企業・団体があらかじめ裁判所に提出した「裁判員候補者名簿」を基に抽選が行われ、調査士会からは３名の会員が「裁判員役の候補者」として選ばれました。候補者には、昨年12月19日付で「呼出状」が送付され、裁判員資格の有無や日程の都合を回答する「質問表」を返送することとなっていました。

２月５日の選任手続は２箇所で(２件分)行われ、私が呼び出しを受けた会場には、35人の候補者がいました。手続中は、受付で渡された番号札を首に下げ、名前の代わりに番号で呼ばれていました。９時から裁判所職員によるオリエンテーションが始まり、続いて、次の４事項からなる質問表への記入がありました。

(1) 事件関係者か否か（事件当事者の知人／事件の目撃者／担当裁判官・検察官・弁護士の知人）
(2) 事件を知っているか否か（メディアを通して）
(3) 家族に暴力行為を伴う被害を受けたことがある者がいるか否か（いる場合は概要も）
(4)「被害者遺族が有罪を望んでも、殺人犯が精神異常という理由により無罪となることもある」という法律の規定に従って判断できるか否か

その後、質問表をもとに、裁判官たちの間で、個別面接の必要な候補者が決められ、個別面接が不要な候補者たちは５－６人で１グループとなって集団面接を、個別面接が必要な候補者（個別面接を自ら希望した候補者を含む）は個別面接を受けました。私は集団面接でしたので、「質問表への記入事項に間違いがないか」、「そのほか裁判について公平に判断できない事由がないか」というような質問のみで１分程度で終わりましたが、個別面接はかなり時間がかかっていました。

候補者全員の面接が終わるまで、アンケートに答えたり、裁判員制度に関するDVDを見たりしながら、待合室で待つこと１時間半超―11時過ぎに、裁判員役６人が選出されたということで、裁判所職員から当選番号の発表がありました。選任された候補者は、２月25日から27日まで３日間行われる模擬裁判への参加に向けて、手続きのため別室へと移っていきました。調査士は３名とも落選し、裁判官の挨拶を聞いた後、アンケートを提出して帰りました。

選任手続の様子は以上ですが、最後の抽選が別室で内々に行われたので、なんとも不透明感の残る選任手続でした。オリエンテーションなどの説明によると、「面接で不適任と判断された候補者を除いて抽選する」ということでしたので、最後は候補者の面前で抽選が行われるものと思い込んでおり、当選者が突然発表されたときには、「待合室でひたすら待たされたのは何のため？」と唖然としました…。

（番号札＊＊番）

根本裁判官：今回のような単純な事件においても、さまざまな意見があることがわかる。これまでにも同様の模擬裁判を行っているが、会場の意見は、「実刑:執行猶予が1：4程度」である。市民の皆さんに裁判員制度を身近に感じてもらい、市民の皆さんの意見を取り入れて裁判員制度をよりよいものにしたい。

石田裁判官：活発な評議が行われた。裁判員制度の成功例はこういうものなのかもしれない。いろいろな見方があり、「評議は乗り降り自由」がまさに実践されていた。

右田検事：今回の事件に関しては、刺身包丁を持ち出したところで一線を越えたと判断し、実刑が必要だろう。しかし、被告人の長女の立場を考え、執行猶予という判断をする裁判員の気持ちもわかる。

牧田弁護士：弁護人として伝えたいことを裁判員に正確に伝えることができたかどうかということを確認する意味でもいい経験となった。裁判員制度がはじまるからには、よりよいものにしていきたい。

終了後、会場からは、「わかりやすくてよかった」、「裁判員制度の様子が少しつかめた」といった声も聞かれ、有意義な文化講演会であったように思われます。最後に、内輪ごとながら―今回の文化講演会の企画・運営にあたり尽力された東葛四支部、広報部の皆様おつかれさまでした。

（千葉会　剣持智美）

文化講演会を振り返って

千葉会の行う広報活動としての「文化講演会」は例年、著名人を招き、一般市民、会員に良質な講演会を提供し喜ばれてきました。趣意書には「当会が法律に基づき設立された法人であり、不動産の表示に関する登記ばかりでなく、広く社会に貢献する公益的性格を帯びた法人であることに鑑み、地域住民に対する謝恩の意味で開催云々…」とあります。本年度も事業計画に従い、講演者選定、出演交渉に始まり粛々と実行がされていくはずでした。しかし、今年の事業は例年とは異なったものとなりました。その第1は、開催地を今まで実施してきた千葉市ではなく、県北西部の柏市に選定したことにあります。この柏市を含む県の北西地域は、東京に隣接し人口も多く経済活動の活発な地域です。この地域にある4つの支部には千葉会会員の約37％が在籍しており、会員が多数営業している地域でもあります。今年度はマンネリ打破の意味もあり、また、集客に地元支部の協力を期待してこの地域で行うことにしたのです。結果は別掲の通り、地元東葛四支部をはじめ全支部・会員の絶大な協力で無事成功を収めることができました。

第2は講師による独演会ではなく、観客参加型のイベントとしたことです。裁判員制度啓発のために裁判所、検察庁、弁護士会といった法曹三者が行ってきた企画を、調査士会で会場を設けますのでやっていただけませんか、ということで始めたのですが、一般にはまだ関心の薄い題材です。講師の知名度に依存した従来の講演会と違い、集客力に不安がありました。しかし、この企画の魅力は①ビデオではなく本物の裁判官、検察官、弁護人が出演する②観客が自ら判断することで裁判員を実感できる③その判断について法曹三者のそれぞれの立場での講評が聞ける、ということにあります。上演舞台としてもおもしろい、と内容の魅力を大いに宣伝しました。事後、観客席からでも容易に感情移入ができた、わかりやすかった、おもしろかったとの感想をいただいています。

第3に法曹三者の後援、出演を背景に他士業団体、官公署、自治体にと今までになく対象を広げて宣伝、申し入れをしたことにあります。登記制度や地籍の啓発イベントではありません。先々で当然に、なぜ「調査士会が裁判員制度を？」という疑問とともに、「本当に裁判所が調査士会に協力をするのか」と驚きを持って迎えられました。士業団体の中には是非共催したいとのお申し出もあり、予想外の反響となりました。残念ながら時間切れで実現はしませんでしたが、かえって単独主催は土地家屋調査士会の面目を大いに施すものとなりました。

とはいえ、よくわからない裁判員制度の、その是非などなおわからないまま、法曹三者との連絡に右往左往しながらよく無事に終わったものと安堵しています。今後、土地家屋調査士はADRをはじめ法曹との関わりは避けて通ることができません。一般市民の皆様に信頼を寄せていただくことも大事です。その意味でも、このイベントの成功がいくらかでも役だてば苦労の甲斐があったというものです。

（千葉会広報部長　松川慶三）

土地家屋調査士制度の将来を見つめた
キャパシティ・デベロップメントの取り組み

寄付講座の試みの紹介

副会長　大星　正嗣

人材育成

土地家屋調査士をとりまく業務環境が大きく変わりつつある社会情勢の中で組織として取り組まなければならない大きな課題のひとつに資格者予備軍の発掘、育成がある。日本土地家屋調査士会連合会では昨年度東京法経学院、国土建設学院を始めとする資格受験校との連携を模索し、意見交換、情報共有の協力関係を構築してきた。一方で近畿ブロック協議会が同志社大学に於いて寄付講座[1]を実施するのを受け、この大学への寄付講座を日調連の継続的な事業として取り組み、各単位会、ブロック等が主体となって全国的に開講できるような環境づくりを検討したいと考え、加藤幸男大阪土地家屋調査士会産学交流学術研究委員長に同行取材を申し入れた。取材にあたり、平成14年から京都産業大学で初めて寄付講座をスタートさせた大阪土地家屋調査士会の現在に至る取り組みについて、苦労話も含め以下13項目の質問をお願いし回答を得て今回取材の参考資料とした。

アンケート

1. 何時から始めたのか

京都産業大学・平成14年よりスタート
関西大学・平成19年よりスタート
近畿大学・平成19年よりスタート
同志社大学・平成20年よりスタート

2. どのような目的で始めたのか

大学の授業では、不動産の所有権を守るための登記手続について学びます。しかし、その不動産を現地で特定するための表示に関する登記についてはほとんど触れられていません。一方、不動産登記法では、国民に表示登記の申請を義務づけています。

また、学生たちにとっても、経済活動の基盤である不動産の知識は不可欠です。

この寄付講座は、登記の実務家が講義をすることで、学生たちに表示登記の重要性を知ってもらうことと、将来の進路選択の視野を広げてもらうことを目的としています。

3. スタート時の苦労話

寄付講座の具現化は、当時大阪会の副会長であった井畑相談役を中心とする大阪土地家屋調査士会制度研究会が、「土地家屋調査士の業務と制度」いわゆる制度本をまとめられたときに、京都産業大学法学部の村田教授が、学者チームの中心的存在として参加されたことに端を発します。

土地家屋調査士制度の維持発展のため、学生に対する制度啓蒙を可能にしたいという思いは、以前からありましたが、大学側への理解を求めるための人的関係がなく、実現困難とかんがえていました。ところが、村田教授が制度本編纂に参加されて、土地家屋調査士の業務と制度について、大いなるご理解をいただきました。この時、寄付講座の構想を村田教授にお伝えし、賛同をえたことで、寄附講座が現実化したと聞いております。

会員の中から講師を選任し、法学部の授業の一環として大学の教壇に立ち、寄付講座はスタートしましたが、どのような内容を、どう伝えたらよいのか、非常に悩みました。登記制度が、権利の客体である不動産表示の明確性をその基礎にしていることを、実務家の立場で、どう表現すべきなのか、そんな話を学生が興味を持って聞くのか、不安だらけの船出となりました。

本番では、緊張もしましたが、出席票の裏面に書いてもらった学生の感想を見て、求められているものが見えてきました。学生が求めているものは、不動産登記にかかる知識のみならず、資格職である社会人がその職業を通じてどのように生きているのかという

1 「寄付講座」とは、大学や研究機関における教育・研究形態の一つで民間企業や行政など、外部から、教育・研究の振興のために寄付された資金や人材を活用し、研究や教育を行う事業の事を言う。

ことなのです。この考えは、今も変わっていません。

講義になれてきたころ、次に、成績評価という問題が発生しました。提出されたレポートを採点するわけですが、採点基準と公平性確保について、複数の講師の意思統一が必要となりました。結局、キーワードが書かれているか、全体の構成および趣旨は明確か、また自分の言葉で書かれているか、など複数の要因を検討しましたが、さらに、公平性を確保するため、出席率を評価点の基準として、取り込むことにしました。

寄付講座は、当初よりインターンシップと併合しておこなわれてきました。受け入れ事務所の確保には、当時の執行部の役員さんが苦労されたことを思い出しました。要らぬ心配だったようですが、受け入れ事務所が、インターンシップの趣旨を正確に理解してくれているのかという懸念があったことも事実です。

京都産業大学でスタートした寄付講座が、現在、関西大学、近畿大学、同志社大学に拡大したことについて、関係各位の尽力に心より敬意を表します。最後に、寄付講座を始めとする制度啓蒙事業が全国展開可能なシステム作りになることをお願いしまして、報告といたします。

4. 運営主体と、費用の負担

京都産業大学は、本年度から京都会が主体（費用負担も含む）

関西大学・近畿大学は、大阪会が主体（費用負担も含む）

同志社大学は、近畿ブロック協力のもと大阪会が主体

講師･費用共に、近畿ブロック各会で負担となる。

5. 学生に何を知ってほしいのかカリキュラムとその内容

不動産登記法第１条の目的、および不動産登記の土台と言うべき表示の登記の役割や重要性を、将来を担う学生たちにきっちりと伝えたいと思っています。

6. 講師陣の人選と人数

後記　同志社大学の「講義スケジュール」表を参照

7. 講義内容は誰が決めるのか

大阪会広報部・産学交流学術研究委員会・京都会広報部で協議の上決定。

8. 現在までの延べ受講者数

約 2,060 名

9. 大学側の反応、学生の反応・感想、学生・大学からの要望

(1) 大学側の反応・要望

大学側は、実社会との接点となる授業を望んでおり、調査士会の提案に対し前向きであった。

カリキュラム及び授業のすすめ方等については、会の計画に対し「お任せします」のスタンスである。

具体的な事例を講義の内に入れることを望んでいる。

(2) 学生の反応・感想

一講義ごとに質問と感想を提出してもらったが、積極的な質問が多く、解答書にして配布しないと答える時間がなくなるほどだった。感想も項目分けをしても毎回 30 ～ 40 項目の内容がよせられた。

土地家屋調査士について、何も知らない学生が多く、「認識を新たにした。」とか具体的な筆界についての紛争等に多くの感心が寄せられていた。各講師とも継続的に体験を話すようにしたが、これが大受けとなり、感想文も多かった。

10. 講師として楽しいこと、辛いこと、反省点

(1) 楽しいこと

①若い人たちと接して、自分が若くなった気分になれる。

② 90 分の講義をするために何日も資料作成に要するが、再勉強し、自己研鑽に繋がる。

③分かりやすく教えることの研究と、その反応が良かった時は、心地よいものです。

④少しでも社会貢献していると実感できる。

(2) 辛いこと

①忙しい中での準備と講義への時間のやりくり

②採点をして、不可を出すこと

③感想で「分からない！」が多い時

④学生の「ずるさ」を感じる時（出席票等に関し）

(3) 反省点

①社会と大学の架け橋となるような授業なのだから、教室内は厳しく、威厳を持ってやるべきだ。(服装、態度、出席等に関し、講師全員が統一して厳しく指導する)

②出席確認方法を考える必要があり、試験と出席の比率を5：5とか、6：4とか考えているが、授業に参加することに重きをおいた講義だから、出席確認方法を、授業開始したら出席表は、△印付きを渡し、「遅刻」とする等の方式にする。そうしないと多くの学生が遅れてくるし、まじめな学生の邪魔になる。

③学生からの受けの良いことに重きを置きすぎると、若者迎合主義になってしまうので、注意がいる。

11. 今後の取り組み・課題

現時点では、全てが各講師陣の経験則に依存しているのが実情。組織対組織としての受け皿を整備するために、今年度、「産学交流学術研究委員会」を組織しました。

今後は、一貫性がある質の高い講座提供のために、

①統一テキストの作成

②講師陣の発掘、育成

③会員への周知、理解促進

の3つをテーマに取り組んでいきます。

12. 他会・他ブロックへの提言

土地家屋調査士制度は、昭和25年に制度施行され、本年で58年の歴史を積み重ねてきましたが、他の資格者団体から比べ、その知名度はまだ浸透してなく、特に大学の教授をはじめ若い大学生諸君は、その存在すら知らないという状況下であり、大学への通学路の書店にも弁護士をはじめ他の資格者の受験対策本はずらりと並べられているが、土地家屋調査士の本は、どこを探しても見あたらない状況であります。

これからの日本を支えてくれるであろう若い優秀な大学生諸君に制度の存在と必要性と、そして彼等への職業選択の枠を1つ増やしてあげる事も我々調査士の役目の1つでもあると思います。

近畿では、友好資格者団体の内、税理士のみが関西大学にて多額の寄付金を寄付することにより“税理士制度”の寄付講座を開講していますが、他の資格者団体は実施していないようです。

近年、国は規制緩和をはじめ司法制度改革等により各資格者間の垣根等につき検討をしている状況下、国民にとって大切で重要なる調査士制度の存続は勿論のこと、発展させる為の1つの方法として近畿ではまずは“関関同立”[2]で当寄付講座の継続実施を行い、その実績を踏まえて近い将来は、京都大学・大阪大学等の国立大学の教壇に立ち、我々調査士が教鞭をとり、これを全国に広げることにより、社会貢献をすると共にその制度の知名度を上げ、調査士人口を増加させていくことにより、国として他の資格者との統廃合とか、垣根整理の際にも調査士制度の必要性を重要視してくれるでしょう。

そういう意味で、今後他のブロック及び他会も是非各大学で寄付講座の開講を目指して頂きたく思います。

ちなみに、近畿の私立大学である“関関同立”と関東の6大学とは、定期的に会合を開催しておられるようであり、この会同のテーマの1つとして大阪会が担当し、行っている当寄付講座につき説明して頂くよう、現在折衝をしている処であります。

私たち大阪会と致しましては、将来近畿ブロックで当寄付講座を実施するべき各会への協力要請を行い、理解を得ているところであります。

13. 連合会への要望

前述の通り、関西大学では日本税理士会連合会が同大学と契約を行い、同大学での寄付講座の実施をしておられ、講師陣は地元の税理士が出向しているようですが、今後、日調連として事業化に向け検討をして頂ければと思いますが、それが無理であれば、全国ブロック長会議、又は全国会長会議にでも、その主旨を説明して頂き、各ブロック及び各単会にて寄付講座開講に向け、働きかけをして頂きたく思います。

同志社大学寄付講座取材

4月8日同志社大学に安井和男近畿ブロック会長以下、講師、関係者が一堂に会し、同大法学部倉部

2 「関関同立」は、関西大学・関西学院大学・同志社大学・立命館大学の4大学を指す略称

近畿ブロック協議会担当講師打合せ

担当講師 井畑正敏会員による講義

准教授の説明を受け、事前打合せを行ったあと教室に移動、倉部准教授から今回実務家として土地家屋調査士が講師となって行う寄付講座の意義について説明があった。次に和田清人近畿ブロック広報部長より土地家屋調査士の紹介、業務内容など司法書士との比較を交えながらの話があり、特に実務家として法律と現実のギャップ、物件の特定が民法上の根源的な位置づけにある事など具体的な事例をあげながら説いた。ガイダンスでは、寄付講座授業スケジュールの紹介、感想文の提出、受講終了後期末レポートの提出・採点、インターンシップの受け入れなどを説明したあと、大阪会、京都会、滋賀会から選任された講師陣の自己紹介と受持授業に対する心構え、抱負を語っていただいた。定刻となり本日第1回目講義、大阪会 井畑正敏会員による「不動産登記制度の中での表示の登記の役割（総論）」が始まった。講義内容を要約すると、土地家屋調査士制度のできた時代的背景の説明があり、司法書士制度との比較で登記というひとくくりの中でその違いを明確に説明。特に権利登記が100年以上の歴史の中でなぜクローズアップされたのか、権利という目に見えないものを地券というペーパーに置き換え、社会に流通させ明治の近代国家のプロセスの中で個々の所有権を与えるため国家が線引きして番号を付したものが現在に至っている。税の公平性を期し、金券で納税を義務づけるためのシステムの変化は国家プロジェクトとして大きな事業の中で実行されていった。地券発行で個人の所有権を認め、地券は質権や分割の際、裏書きで所有権を移転する仕組みとなっていたが、地券の流動化に対応できなくなり台帳事務に移行していった事、民法ができる前に登記制度が確立されていて地券を登記所に持っていって台帳に記載してもらい、国家が管理台帳として徴税の基礎とした。権利登記が国家プロジェクトの中で位置づけられ社会に流通した意義は大きい。一方で権利の流通化に伴い所有者が変わり世代が変わっていく事によって、境界紛争が起きるようになり境界の重要性、また権利の客体を明らかにするため、表示に関する登記の役割が大きくウエートを占めるようになる。つまり権利登記が発展することにより、権利の客体を明確にする事が必要となって表示に関する登記が発生していったのである。このような土地家屋調査士の時代背景を説明したあと現在に至る不動産登記法の改正を踏まえ、裁判外紛争解決手段への関わり、筆界特定に於ける調査員、その他裁判所の調停委員等隣接法律専門職としての新しいステージについての講義があり、更にインターネット時代に対応した土地家屋調査士の将来性についても言及し、聴講する同志社大学法学部学生に夢を語り、最後に感想を求め第1日目の講義が終了した。

平成 20 年度同志社大学寄付講座・感想

★私は、司法書士になるため勉強していますが、同じ登記を扱う資格でも土地家屋調査士については、何も知りませんでした。今回の授業で、表示の登記の歴史を学び、とても身近なところに表示の登記があることを知り、また司法書士とも密接に関連していたので、この授業を通じて理解を深めていきたいと思いました。

★とても興味のわく内容で聞き入っていました。ありがとうございます。

★今まで名前ぐらいしか土地家屋調査士の事は知りませんでした。しかし、今日、歴史的な登記制度の話や、職能の話を聞いて、重要性を感じました。
法学部生として授業を受けていますが、分からない法律用語もちらほら聞きますので、自分なりに復習しながら毎回の講義に臨みたいです。

★今まで抽象的なイメージしか持っていなかった土地家屋調査士について詳しく知ることができて、よかったです。また、深く教わりたいと思いました。土地家屋調査士の方の仕事上の出来事なども聞きたいなと思いました。

★民法が適用される以前にどういった背景があったのか、また、歴史などを聴講させてもらい、各法律をより深く理解する上で、とても勉強になると思いました。次回からもよろしくお願いします。

★登記というものが始まった経緯など、細かい内容を知ることができて勉強になりました。私は、土地家屋の調査や登記に関して興味があったので、この授業を取らせて頂いたのですが、全く知識がありません。毎回の出席表の小問題も正しい答えが書ける自信がないのですが、大丈夫でしょうか？

★大学で法律を学んできた中で、登記といえば 177 条の対抗要件に関して考えることしかなく、その権利自体を支える権利の「客体」について学ぶことは、これまでほとんどありませんでした。物権を学ぶことができる機会を得、とても貴重な講義になると初めての講義で思うに至りました。これから 13 回の講義が更に楽しみです。

★民法を専攻していないので、少し用語が難しかったです。司法書士との関係などが難しかったが、その辺の複雑さがおもしろく感じました。これからはちょっと民法の基礎を予習してこないと、ついていけそうにないと感じました。

平成 20 年度　同志社大学寄付講座授業スケジュール
「土地家屋の調査と表示の登記」

回　数	日　程	内　　容	担 当 講 師
1	4 月　8 日 AM10：45 ～	ガイダンス　不動産登記制度の中での表示の登記の役割（総論）	井畑　正敏
2	4 月 15 日	表示の登記の調査実務	和田　清人
3	4 月 22 日	登記の対象たる土地及び土地に関する表示の登記の種類	佐々木志展
4	5 月 13 日	土地に関する表示の登記とその手続き	佐々木志展
5	5 月 20 日	測量・面積計算の基礎知識	小林　明石
6	5 月 27 日	登記の対象たる建物とは	浅井　　敬
7	6 月　3 日	通常建物に関する表示の登記について	浅井　　敬
8	6 月 10 日	区分所有法の概要	齊藤　大輔
9	6 月 17 日	土地制度と歴史的沿革 I	井畑　正敏
10	6 月 24 日	土地制度と歴史的沿革 II	井畑　正敏
11	7 月　1 日	境界論	齊藤　大輔
12	7 月　8 日	土地家屋調査士の司法参加	北村　秀実
13	7 月 15 日	ADR での取り組み	北村　秀実
14	7 月 22 日	まとめ	和田　清人

4月1日は『表示登記の日』

全国の土地家屋調査士会では、昭和35年4月1日の登記事務の一元化実施日を『表示登記の日』として定め、第1回目実施日の昭和52年4月1日から毎年キャンペーンや無料相談会等のイベント活動を続けています。

今は昔。以前の記事を調べてみますと昭和51年に日本土地家屋調査士会連合会の実施に先立ち、高知県土地家屋調査士会として、地元の高知新聞社の協力により高知地方法務局長、高知市建築指導課長、高知県土地家屋調査士会長、副会長、広報委員長が出席して座談会を実施してモデル的に『表示登記の日』のPR活動を行っていました。当時（昭和51年4月1日）の高知新聞の記事には、道路部分を含めた土地を購入し、その後分筆の登記をしないばかりに固定資産税を払い続けたり、正確な表示登記がされていないばかりに境界紛争を生じたり…と不動産登記における表示登記の重要性再認識を周知した制度広報活動となっていました。その県民の相談内容の状況については、30年経過した現在も大差はありませんが、当時の会員数168人（現在132人）表示登記の事件数土地約3万7千件（平成19年5377件）／建物約1万2千件（平成19年4087件）と会員数、事件数の違いに驚かされます。もっとも会員数の減少や事件数といった数字に一喜一憂するのではなく、自分としては何が出来るのか、会務、日常業務にと粛々と取り組みたいと記事を読み終えた所感であります。

去る平成20年4月1日。高知県土地家屋調査士会が『表示登記の日』の無料相談会を高知市役所玄関前ピロティーにおいて、午前10時から午後4時までの間高知県司法書士会、四国税理士会高知支部のご協力をいただき開催した結果をご報告致します。

相談者25名。内訳は高知市13名、高知市外22名。男性19名、女性6名で、年齢としては過半数が60歳以上でした。内容としては古い建物を取壊し、その場所に新しい建物を建築したので、この場合の登記手続についての相談／土地の現状と公図が相違し、将来を考えて境界を明確にしておきたい／隣接所有者の息子さんが建物を建築した際に庇部分が私の土地に入ってきたのでどうすれば良いか／他人の土地の一部を自己所有地（宅地）への進入路として利用させてもらっているが、将来を考えて自分の名義にしたい等の土地家屋調査士に関する相談13件、建物贈与、相続税等の税理士に関する相談6件、相続登記などの司法書士に関する相談が6件でした。（一部士業での関連事案あり）

匍匐前進の如く、地道ながらも継続を重ねて行くこと、先輩諸兄が今日まで続けてこられた事を検証しながら修正を重ね、継続していくことは決して無駄ではないことが、相談者の相談の趣旨、相談後における安堵から生じる雑談に読み取ることができます。

また、相談内容の複雑さから己の無力さを否応なしに知る結果となるときが稀にあるとしても、そのような場合においてさえ、自己の恒常的な不勉強を認識する生きた研修の場ともなり、制度広報活動としては欠かせないのが、4月1日『表示登記の日』なのであります。（連合会広報部）

第12回「不動産鑑定評価の日」記念講演会

主催　社団法人日本不動産鑑定協会
共催　日本経済新聞社
後援　国土交通省

４月１日は「不動産鑑定評価の日」ということで、毎年４月に記念講演が行われています。会場では国土交通省発行の「地価公示」についての冊子とリーフレット、（社）日本不動産鑑定協会業務案内のリーフレットが配布されていました。

（社）日本不動産鑑定協会会長　神戸冨吉氏の挨拶の後、講演が始まりました。

（社）日本不動産鑑定協会会長　神戸冨吉氏の挨拶

記念講演　「躍動アジアの希望と矛盾」

講師　浅井信雄氏　（国際政治学者）

この先数十年間の世界の動向を見るうえでアメリカと中国は極めて重要であります。最近では中国通で知られるポールソン財務長官が中国を訪問し、胡錦涛総書記、その他中国高官と会談し、「米中との経済関係を強化すべき」という認識で一致をみた。2ヵ月後には経済に関する戦略会議がワシントンで行われることになる。ブッシュ大統領は早くから「チベット問題は北京オリンピックとは何も関係ないことだ。自分はオリンピックの開会式に出るのを楽しみにしている」と表明している。一部のヨーロッパでは開会式を欠席する国が出始めている。アメリカ国内でも開会式だけでも欠席してチベット政策に対する中国政府への不満・批判を示すべきだとの声もあるが、

講師　浅井信雄氏　（国際政治学者）

果たしてブッシュ大統領はそこへ踏み切れるかどうか、米中の関係を重視する今のブッシュ政権というものが現れている。ただ、ブッシュ政権のつらいところは上院も下院も民主党に支配されているところである。中でも下院議長のペロシ氏は人権派で知られており、今回のチベット問題には極めて同情的で、ダライ・ラマに会って激励もしている。自国の経済(国益)、さりとて人権も無視するわけにはいかない。ブッシュ政権は悩んでいるところである。

さて、中国政府とダライ・ラマとの交渉は2002年以降6回行われている。ダライ・ラマが中国からインドへ亡命したときはチベットの独立を要求していたが、このごろは独立という言葉を言わなくなった。むしろ穏健派になっている。その背景にマカオ、香港の返還がある。マカオ、香港は特別行政区域という位置にあって防衛と外交以外の自治を認めるというものである。これがうまく機能しているためチベットの完全独立は難しいと考えているのかも知れない。昨今暴動を起こしたのはおそらくチベット青年会議とよばれる若者を中心とした非常に強権的組織で、中にはダライ・ラマに批判的な者もいる。すでにダライ・ラマがチベット全体をコントロールできない段階に来ていると思われる。

日本と中国の関係でありますが、中国には日本企業が約70社、滞在している日本人は12万人以上、

逆に日本に来ている中国人は56万人以上とも言われている。昨今ギョーザ問題が取り沙汰されているが、中国にいる日本人の間に食品に関するそういう話題はほとんど聞いた事が無い。これは元々食品への不安に対する認識を持って対応しているからであり、日本人は食への不安は無いという前提で対応しているのでこれだけの問題になった。「だから中国のものは危なくて食べられない」という声があがったが、例えばそば粉、そばは日本の伝統食と言われている。しかし、そのそば粉の7割は中国から輸入しているという現実がある。中国は今年1月からそのそば粉の輸出を制限し始めた。理由は日本に対する報復ではなく、豊かになり始めた中国で健康志向のそばが注目され始めたからである。今や中国は「爆食」と呼ばれる時代に入った。今まで輸出していたものを国内で消費するため輸出品を制限する日が遠からずやって来ると私は思っている。

アメリカと中国の関係に移りますが、経済面では「金融上の恐怖の均衡」という表現がある。2年前中国は外貨獲得1兆ドルを超えた。そのうちアメリカ・ドルが7割を占めている。これは諸刃の刃であって、相手を叩くと自分も返り血をあびるため世界的・戦略的に対話をしなければいけないという認識になっている。

また軍事的協力関係も着実に進んでいて、人的交流も活発に行われている。中国の国防費は毎年2桁増えており、アメリカはこの国防費の増大と装備の近代化がどこを向くのかを見極めようとしている。衛星の爆破に成功したことにより中国と「軍事的恐怖の均衡」もとれつつある。均衡が取れることの方がむしろバランスが良くて、平和への共存という考えが成り立つ、かつての冷戦の時代に似てきている。異なる要素（人権や言論の自由や民主化の程度など）は多いが正面からぶつかることの無いようにしようという「戦略的利益共有関係」という認識では一致している。

視点をアジアに向けてみると中国とインドの対比が新に言われてきている。インドは人口11億人の世界最大の民主主義国家、中国は人口13億人、共産党政権であり、最大の違いは三権分立の考え方であります。中国は三権の中でも行政府の権限が一番強いことである。何か問題が起きると行政府の意向を反映して即決で死刑判決を下すというニュースがある。三権分立をやっていたら国は混乱するばかりだと、これは温家宝首相が強く主張していることでもある。

一方、インドは三権分立はしっかりしており、官僚制度もよくできていて、特に文書で書かれたものは非常にはっきり守られるそうです。インドの自動車産業は古くから発達しているものの市場に目をやるとスズキが半分以上を占めている。そのスズキの幹部が言うにはトラブルがあって裁判沙汰になりそうなことがあっても「紙」にこう書いてあるよと言うと相手は引っ込んでしまう。その辺りが中国とインドの違いかなと思うわけであります。

（バングラデシュ・タイ・カンボジア・ベトナムの国紹介の後）シンガポールもまた矛盾のかたまりといえるでしょう。大変な経済成長で国際経済競争力は常に世界ランク上位3位に入っているが、報道の自由度を見ると146位となっている。すべてがトップダウン、政府を批判すると逮捕されるなど規則で縛られている。犯罪を犯す自由さえないくらい犯罪率は低い。ただ人材育成には熱を入れており、ITや医療分野の技術者を輩出することに成功している。トップダウンで色々不満はあるでしょうが、国民はそれなりに満足しているところをみるとやはりトップが優れているのと、人口400万人ということで小回りがきくのかなという気がいたします。

インドネシアは世界最大のイスラム国家であります。戦後の初代大統領がスカルノ大統領、奥さんはデビ夫人。その頃私はインドネシアにいて奥さんの機嫌を損ねないようにトランプの相手などしておりました（笑）。2代目のスハルト大統領は32年間政権を維持してきた独裁政権ではありましたが、開発面でも功績があって二つの面で評価されている。そして日本政府は決してスハルト政権を批判しなかった。その理由はエネルギーを輸入していたからであります。独裁という問題もあるけれども、国家間は利害関係で動くという典型がまさにこれであります。

北朝鮮、ここは地下資源に恵まれています。例えばマグネサイト（ガラスやセメントの原料）やタングステン、黒鉛など、すでに中国はそれらの鉱物資源を狙って陸路、鉄道、港湾の整備を進めている。ヨーロッパ、アメリカも北朝鮮との経済関係を強めたいとの動きがある中で、日本は全く取っ掛かりが無い。拉致の問題を含めてなかなか解決の糸口が見えない。

中国にしろ北朝鮮にしろ完全に開かれた国ではない、アメリカでさえ内部の政策決定がどのような経緯だったか見えない部分はたくさんある。そういう現実の中で我々は簡単に結論を出しすぎる。後の検証に耐えうる判断をするには慎重且つ謙虚に動静を見極める必要がある。

（広報員　山本　憲一）

東京土地家屋調査士会
会館竣工記念式典・祝賀会

平成20年4月10日（木）冷たい雨が降りしきるあいにくの天気でしたが、午前中に東京会会員を対象に新会館の内覧展が行われ、午後から東京ドームホテルにおいて土地家屋調査士会館竣工記念式典・祝賀会が行われました。

東京土地家屋調査士会竹内会長による挨拶

木遣（きや）りの音頭の中、威勢良く鏡開きが行なわれました

祝賀会では東京土地家屋調査士会竹内会長の挨拶に続き、威勢良く鏡開きがされた後、東京公共嘱託登記土地家屋調査士会理事長の乾杯となりました。

日本土地家屋調査士会連合会松岡会長（左）
東京土地家屋調査士会竹内会長（中央）
太田昭宏衆議院議員（右）

太田昭宏衆議院議員、山口那津男参議院議員ほか都議会議員の先生方の祝辞を多数頂きました。

会場は始終和やかな雰囲気で進み、途中東京会会員による獅子舞やかっぽれの余興でさらに大きく盛り上がりました。

会場風景

東京ドームホテルにて

日本土地家屋調査士会連合会・新事務所
千代田区に移転

平成18年度日本土地家屋調査士会連合会総会の会則変更／第4条（事務所の所在地）連合会は、事務所を東京都千代田区に置く。～の採決がようやく現実のものとなり、過日行われた第6回理事会承認により施行日を平成20年4月1日と決定しました。4月1日は『表示登記の日』でもあり、土地家屋調査士を束ねる日本土地家屋調査士会連合会の新たな船出に相応しい記念日となりました。

去る平成20年4月18日(金)14:00～16:00土地家屋調査士会館4階会議室におきまして、法務省、国土交通省、その他新春交礼会招待者の方々を来賓としてお招きして新会館披露が行われました。

新会館披露　松岡会長挨拶

新会館披露　会場風景

除幕式　左から保岡興治衆議院議員、香川保一顧問、松岡直武会長

香川保一顧問による書

6F 会長室

5F 日本土地家屋調査士会連合会事務局

4F 会議室 1、2

私にとっての境界（筆界）

有馬シビル・ロー研究室　　有馬　厚彦

土地家屋調査士の資格を持たない筆者にとって、「土地の境界(筆界)」などという問題が、人生後半の、いわばアカデミックな生活における道連れになろうとは思いもかけないことでした。

ふとしたきっかけで、平成12年から16年にわたり、依頼に応じて、「境界と地図の役割」、「土地の境界問題と法律専門職としての土地家屋調査士」又は「行政型・裁判外境界紛争解決制度（ADR）の基礎知識」等々のテーマで、なんと45回も、全国各地の土地家屋調査士会の研修会（単位会又はブロック主催）等で、講演をさせていただいたのですから、今から思えば、そのこと自体が我ながら驚きでした。ただ、筆者は、常日ごろ「土地家屋調査士のサポーター」をもって任じているのですから、それは、殊の外、嬉しく、有り難いことではありました。

そして、このことは、反面、「土地の境界」に関する土地家屋調査士の方々の関心が当時如何に大きかったかを物語るものということができるように思います。わが国の実定法の中に、「土地の境界」についての定義すらなかったころのことですから。

その後、平成17年に不動産登記法が改正され、「筆界特定」という新たな章が設けられましたが（施行は同18・1・20)、これは、現実に多くの境界紛争等に直面した土地家屋調査士の方々の期待、要望、働きかけが立法化を結実させたものに違いありません。

そこで、その立法化の前の段階で、筆者がいかに境界問題に振り回されたか、そのあれやこれやを取り上げて回顧してみようと思います。大げさに言えば、境界問題のいわば原点に戻るための私なりの資料ということにもなろうかと思いますが、字数に制限がありますから、簡単なメモ程度になることはやむを得ません。また、いわゆる「竜頭蛇尾」になる恐れが大きいことは覚悟しています。

まず、境界は公法上のものであるという点についてです。最高裁判決も斯界の権威者もこぞって「境界は、民法上の所有権界とは異なり、公法上のものであるから、関係当事者の合意で左右することはできず、当事者の恣意的な処分が許されないものである」と主張していますが、その当事者で決められないはずの「境界」を民事訴訟で争い、判決に頼っているという仕組みが筆者の疑問の第1でした。しかも、境界確定訴訟なるものは、実定法上に何の根拠もないのに、長い間現実に行われてきたのです。ただ、民事訴訟には、給付訴訟、確定訴訟及び形成訴訟の3種類があり、境界確定訴訟は形成訴訟の範疇に属し、性質上、非訟事件とみるべきであるのに形式的に民事訴訟として取り扱われているに過ぎず、形式的形成訴訟と呼ばれているのだということを知って、やや納得しかけたわけですが、しかし、実定法上になんらの要件も定められていないのなら、裁判官は何を手がかりとして判決を下すことができるのか、審理を進めても、正しい境界がどこであるかを発見することが出来ないときには、裁判官は自分で相当と判断する境界を形成して、判決の主文で、例えばイ点とロ点を結ぶ線が甲地・乙地の境界線であると宣言するわけでしょうが、そのような行為は、むしろ行政官的行為であって、裁判官の本来の仕事ではないのではないかという疑問にぶつかりました。しかも、裁判官は、境界とか不動産登記の専門家ではないのですから、境界確定訴訟なる制度に対してますます疑問は深まるばかりでした。そこで、境界確定訴訟を維持しようとするなら、少なくとも、ドイツ民法第920条のような規定を立法する必要があるのではないかと考えてもみました。同条は、その第1項で、「境界が不明である場合において、正当な境界を確定できないときは、占有状態を基準として境界を定める。占有状態を確定できないときは、係争地面を等分して双方の土地に割り当てなければならない」と規定しています。この点について、有斐閣選書の「境界の法律紛争（第2版)」に、「境界確定訴訟の実際」というテーマで、「わが国の現在の実定法には、境界確定訴訟に関する規定すら一切なく、ましてや

境界線を確定する基準・方法を定めたものも全くありません。そこで裁判所は、わずかに、ドイツ民法920条をてがかりにしながら本当に苦心して境界線を確定しています」と記述されていたのを思い出しますが、それが当時の実態でした。このように、迷い出しますと、先に述べた「境界は、公法上のものであるから、関係当事者の合意で左右することはできない」という通説までが「？」の対象となるのは必然で、権威者のお一人故吉野衛先生の「当事者間で話し合いをし、その協議により、最も合理的で、納得できる境界線を決めればよい。判例、通説は、当事者間の協議による境界線の決定を認めていないけれども、私はこれを否定する理由はないと考える。…そもそも境界の決定は、当初から当事者の話し合いによりなされたものである」との主張に魅かれました。わが国における境界のルーツは明治初年における地租改定の過程でもともとの所有権界をなぞって定められたという経緯を指しておられるわけです。また、不動産登記の実務世界での神様的存在と仰がれる香川保一元民事局長・元最高裁判事の「境界それ自体は公法的なものであり、当事者の協議又は和解によつて定めることができない性質のものである。しかし当事者間の協議で境界を定め、外形的にも界標（境界標識のこと）等によりそれを明らかにしておけば、余程の特異な事情がない限り、それで事がすむのであり、それが世の中である」との先生らしい見解にも魅力を感じました。そのようなことで、「境界」が当事者間の訴訟にはなじまないということになると、本来の「境界は客観的存在である」というそもそも論に対する懐疑までに到ってしまいます。挙げ句には、境界確定訴訟に対する不満は、「裁判外で」ということになります。

そこで、いよいよADR＝Alternative Dispute Resolution（裁判外紛争解決制度）の登場です。すなわち、境界をめぐる争いに、このADRを導入できないかという問題です。財団法人民事法務協会は、法務省民事局から委託をうけ、平成10年度、11年度の2年間にわたって、裁判外境界紛争解決制度に関する調査・研究を行ったのですが、当時協会の研究部長であった筆者は、研究員としてその末席に控えていました。そのときの調査・研究の成果が報告書（後述の報告書）にまとめられ、本稿の冒頭に述べた平成17年における不動産登記法の改正の基になったものであることは間違いありません。

最後に、それについての清水響民事局参事官の記述を次に引用させていただくことによってその点を明らかにし、拙文を終わりたいと思います。「…前から、土地の筆界を確定するための制度として、境界確定訴訟によることなく、行政レベルで確定する制度を設けることの当否について研究が行われていた。平成11年度裁判外境界紛争解決制度に関する調査・研究報告書（以下「平成11年報告書」という。）は、その成果である。平成11年報告書においては、隣接する土地の所有者の一方の申請があったときは、法務局長が土地の境界に関する専門家によって構成される委員会に諮問し、委員会が当事者対立構造の手続（利害関係人の参加手続もある。）で証拠の収集及び審理を行い、委員会の意見を踏まえて法務局長が境界確定処分を行う制度とする案が示されていた。平成11年報告書が示す制度は、もっぱら紛争解決型の行政手続を指向するものであったといえる。」（民事月報60巻5号11頁）

特定認証局の動き

PDFについて考えてみました

日調連特定認証局運営委員会委員　廣瀬　一郎

皆さんご存知の通り法務省はオンライン登記申請達成目標を10％と掲げ、利用者に対してインセンティブの付与・政省令の改正など行っております。

連合会では、オンライン申請促進PT（プロジェクトチーム）を組成し対応を進めています。オンライン登記申請環境設定ソフト（通称「らくらく」）、XML図面作成ソフトなど会員の皆さんに役立つソフト開発などがその成果の一例になります。

行政手続のIT化の進行に伴い、法人設立の際に作成する定款の電子認証、所得税確定申告などオンライン申請化が進んでいます。これを対岸の火事と見過ごすかどうかは皆さんの判断次第になりますが、IT化がもたらす様々な恩恵を大いに利用し、業務の効率化を図る事は利益向上に有用な手段であると思います。

行政手続が全てオンライン化されるまでにはまだ時間がかかりますが、その事を視野に入れ、業務についてのIT化を皆さん進めているのではないでしょうか。

今回は、オンライン登記申請促進から少し離れてしまいますが、インターネットの世界では当たり前のように目にする「PDF」についてその利用法などを考えてみました。

はじめに、PDFについて語る前に、PDFとはどのようなものかを確認してみましょう。

Adobe PDF（Portable Document Format）がアドビ・システムズ社によって発明され、誕生してから15年あまり。あらゆるアプリケーションで作成でき、パソコン環境にも依存しないAdobe PDFは、様々な情報のやり取りや共有に世界中で利用されています。個人、企業、そして行政機関ありとあらゆるユーザーが、アイデアやビジョンを伝え合うツールとして、Adobe® PDFに絶大なる信頼を寄せています。

同社のHPの中では、**広く普及した業界標準フォーマット、マルチプラットフォームに対応、高い信頼性**※が揚げられており、**ドキュメントのセキュリティを保護**※として、「電子署名やパスワード保護を適用」など述べられております。

皆さんは依頼者、関係事務所の間でメールを使ってデータのやり取りを行う際に、「開けない」とか、「表示がおかしい」などといったトラブルは少なからず経験されていると思います。

PDFの最大のメリットは、「開けない」「表示がおかしい」といった、ファイルを受け渡す際のトラブルを大幅に少なくできる事にあります。例えば、道路の立会申請書などをワードなどで作成しメールに添付して送った場合、相手がそのファイルを正しく表示できているかどうか、電話などで確認する場面は結構あります。

相手方のパソコンの環境はさまざまです。このようなトラブルを未然に回避するためには相手の所有しているワードのバージョンや相手が互換ソフトを所有しているかなど事前に確認しておかなければなりません。

また、ワードは現在バージョン2007となっており、ファイル形式が変更されています。道路の立会申請書を新ファイル形式で送った場合、相手がワードや互換ソフトを所有していても、新ファイル形式に対応していなければ、ファイルを開く事ができない状態が発生してしまいます。

上手く表示できたとしてもオリジナルの文書に「外字」などを作成して使用している場合には、相手側にも同じ「外字」に関するデータがなければ見た事もないような記号に文字が置き換わってしまうと言うトラブルが発生する場合があります。最近話題になっているオープンソースのOpen Officeなど、マイクロソフト以外のOfficeソフトを使用している場合では、せっかく苦労して作成した文章のレイアウトが変わってしまう事もあるようです。

最近では、公衆用通信環境が整

※「アドビ・システムズ」のHPより引用

備され、通信価格、機器の価格もこなれてきた事から、外出先で携帯電話やPDAなどの携帯端末を使ってメールの確認やインターネットを利用する人が増加しています。「業界標準」と言ってしまうと、「お前はマイクロソフトの回し者か！」とお叱りを受けるかもしれませんが、多くの方が利用しているワードでも、事前に双方で確認しないままデータのやり取りを行うと、上記のようなトラブルに見舞われる事は容易に想像していただけると思います。

そこで、「PDF」という広く普及した業界標準フォーマットの利用を検討するわけです。

PDFは、前記のように「アドビ・システムズ」が策定したファイル形式です。広く普及する事になった一端は、このファイル形式に関する規格を「アドビ・システムズ」は企業秘密とする事なく広く公開する事によって、ほかのメーカーもそのファイル形式に関する規格に合わせてソフトを開発できるようにした事です。PDFファイルは、この「ファイル形式に関する規格の公開」によって多くのソフトメーカー、一般のプログラマーがPDF作成ソフト、閲覧ソフトを有償・無償と言った形で公開する事で「業界標準フォーマット」の地位を確立したと言っても過言ではないと思います。（私は決して、「アドビ・システムズ」の回し者ではありません）

このように一度目的のファイルをPDFに変換してしまえば、ソフトやフォント、OS、さらにはパソコン環境（デスクトップパソコン、携帯電話、携帯端末など）の違いを考える事なく、あらゆる場面でお互いに同じイメージを表示できるようになります。

現在では、有償・無償と数あるPDFの閲覧ソフトの中で、「アドビ・システムズ」が無償で配布している、「Adobe Reader」が一番使いやすいと思います。Windowsはもちろんの事、Mac、Linux、携帯電話や携帯端末まで、さまざまなバージョンが用意されています。

現在販売されているパソコンの多くは、このAdobe Readerがすでにインストールされた形で販売されており、特別な理由がない限りは、Adobe Readerを利用する事をお勧めいたします。（通常はPDFファイルをダブルクリックすれば立ち上がります。）

閲覧ソフトは無料のものが数多くインターネットの中で配布されています。では、自分で作成したファイルをPDFに変換する場合には、どうすればいいか考えて見ましょう。

PDFの作成なら有償のもの！

個人的な考えなのですが、基本的には有償のソフトを購入する必要があると思います。色々な会社より格安の製品が販売されています。個人的な用事で使用するのであれば、無償のものでも問題がないと思いますが、私たち資格者が業務で使用するとなるとやはり信頼性が重要なポイントになるからです。

と言っても「アドビ・システムズ」から販売されている「Acrobat」は、個人事務所で購入するには、ちょっと価格的に手が出にくいのも実情です。

インターネットで検索すると、安価なPDF作成ソフトが多数ヒットします。この価格の違いは、機能の多い少ないが反映しているものかと思います。「ファイル形式に関する規格を策定」した「アドビ・システムズ」の「Acrobat」が一番多機能である事はいうまでもないのですが、安価なPDF作成ソフトでも最近では、侮れない性能を有しています。

「今すぐ欲しい」「機能は多い方が安心」「やっぱりアドビ！」という方は、「Acrobat」の購入をお勧めいたします。（繰り返しますが、私は決して、「アドビ・システムズ」の回し者ではありません）

購入にあたっては、まず必要な機能をよく見極める必要があります。各ソフトメーカーのWebサイトでは「無料体験版」の配布を行っています。購入前に「無料体験版」を試用してみて、その上で購入を検討するのも一つの方法かと思います。

今回は、「アドビ・システムズ」の「Acrobat」についての利用方法を考えてみます。

通常使用であれば「標準設定」で問題ありません。

ワードやエクセルといったOfficeソフトで作成された文章・表などをAcrobatを使ってPDFファイルを作成する方法について考えてみましょう。

Acrobatをインストールすると、Officeソフトには「PDFを作成」

という名前のボタンがツールバーに追加されます。作成した文書・表などをPDFファイルに変換するのであれば、このボタンをクリックし保存先とファイル名を指定するだけで、作成した文書、表がすぐにPDFファイルに変換されます。

Acrobatの設定は一般的なビジネス文書に適した「標準」と言う設定になっていますので、特に変更する必要はありません。この設定ではPDFファイルにフォントが埋め込まれるので、ほかの環境で開いても意図した通りのフォントで表示する事が出来ます。また、現場写真などはモニターで表示しても、プリンターで印刷しても十分にきれいな画質で出力されます。

メールなどでファイルのやり取りを行う際に一番問題になる事が、「添付ファイルのサイズ」です。近年、光ファイバーに代表される高速・大容量通信インフラの整備が進んでいますが、プロバイダーによっては添付ファイルにサイズ制限を実施している所も多く、メール送信時のマナーとして「大きなサイズのファイルは添付しない」が一般的です。

A0図面や大きなサイズの文書ファイルをなるべく軽い（容量の小さい）PDFに変換する場合にはどのようにすれば良いかと言いますと、先ほど確認した設定を「標準」ではなく「最小ファイルサイズ」とすればかなりファイルサイズは圧縮されます。ただし、変換されたPDFファイルにフォントが埋め込まれないので環境によってフォントが置き換わったりして意図した表示がされなかったり、写真などを印刷するとやや粗い画質になります。

逆に、A0図面の文字をそのまま表示したい、高画質の写真をそのまま印刷するような必要がある場合には、「高品質印刷」を選択して下さい。色々と設定項目がありますが、それ以外の設定は主に印刷事業者向けのもので、通常のビジネス文書、図面などでは、まず使用する事がないかと思います。興味のある方は、設定によって出力がどのように変化するか確かめるのも面白いかと思います。

ツールバーに「PDFを作成」ボタンが作成されないソフトからPDFファイルを作成する場合にはどうすればいいのかと言いますと、通常紙に印刷するときと同じように「印刷を実行」して下さい。プリンターを選択する際に「Adobe PDF」して印刷の実行を行えば、保存先とファイル名を指定するだけで、作成した文書・表がすぐにPDFファイルに変換されます。この場合も設定を特に変更しなければビジネス文書向きの設定になっています。

「印刷」機能によってPDFファイルが作成できるので、ほとんどすべてのソフトからPDFファイルが作成できます。Office文書の場合は、もう一つ簡単な作成方法が用意されています。ファイルを右クリックして「Adobe PDFに変換」を選択する事で、わざわざファイルを開く事なくPDFファイルが作成できます。

Office文書以外、例えばデジカメデータのJPEGファイルやビットマップなどの画像ファイルもこの方法でPDFファイルが作成できます。画像ファイルをPDF化するメリットは、Adobe Readerで表示できるようになる事はもちろん、複数の画像を1つのファイルにまとめられる事などがあります（文書ファイルと画像ファイルと統合）。ファイル容量の大きな重い画像は、「標準」「最小ファイルサイズ」などの設定でPDFファイルにすればファイル容量が小さくなりメール送信も快適に行う事が可能になります。

ソフトやフォント、OSといったシステムの違い、さらにはパソコンや携帯端末、携帯電話など機器の違いを意識する事なく、異なる環境において正しく表示・印刷できるファイル形式がPDFになります。

繰り返しになりますがPDFファイルを作成する場合には、有料のソフトを購入する必要があります。「アドビ・システムズ」が販売している「Acrobat」は3～4万円と個人事務所で購入するには少々高価ですが、それに見合う機能を備えています。他社製品の場合は、機能は少なくなるものの、値段は3000円前後からとリーズナブル価格のものも販売されています。最初はあまり費用をかける事なくPDFの利便性を確認して、その後必要に応じて「Acrobat」の導入を検討してはどうでしょうか。

会　長 レポート

3月16日～4月15日

Report

3月17日

大前繁雄議員・議員在職25年祝賀会
日本測量協会関西支部役員会

午前　兵庫県西宮市内のホテルで『衆議院議員大前繁雄・議員在職25年を祝う会』に出席。同議員は県議会議員から衆議院議員を通算して25年目を迎え、その祝賀会と懇親会が開催された。記念講演会は、小泉内閣で自民党幹事長を務められた武部勤・衆議院議員による国会報告と時局講演。

午後　日本測量協会関西支部の役員会が市内の会議場で開催され出席。

19日

民主党・勉強会

午前　連合会で瀬口専務ほかと会務打ち合わせ

午後　民主党本部で土地家屋調査士制度に関する国会議員の先生方との意見交換勉強会が開催され、下川・横山の両副会長ほかと共に出席。前田武志・企業団体委員長ほか党役員の先生方に土地家屋調査士の制度説明と業務環境の実情と課題等について報告し、意見交換させていただいた。

21日

日本測量協会　理事会
大阪調査士政治連盟会議

午前　東京ドームホテルで開催の社団法人日本測量協会理事会に出席。土地家屋調査士業務の現状と最近の関連する法律改正などについて発言させていただいた。

午後　大阪に戻って大阪土地家屋調査士会館で開催中の大阪政治連盟の会議に出席させていただき、大阪政連と全調政連との懸案事項についてアドバイスさせていただいた。

24日

研究所会議
全国土地家屋調査士政治連盟総会

午前　地籍学会設立のための準備活動に奔走されている大星副会長や日調連研究所の皆さんの会議に出席。

午後　都内の都市センターホテルで開催の全国土地家屋調査士政治連盟総会に来賓として出席。祝辞を述べさせていただいたほか、総会の一部始終を傍聴させていただく。閉会後開催の懇親会には、鳩山邦夫法務大臣、河井克行・法務副大臣、山崎拓・自民党元幹事長、保岡興治・自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長、公明党・太田昭宏代表、山口那津男・公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会会長、江田五月参議院議長ほか多数の御来賓が駆けつけてくださった。

28日

山野目教授打ち合わせ
日行連意見交換会

午前　連合会事務局で土地家屋調査士CPD等の進捗について野地部長ほかと打ち合わせ。

午後　連合会顧問・山野目章夫早稲田大学大学院教授にお越しいただき、土地家屋調査士CPDの組織運営と地籍に関する学術研究団体設立の準備活動に向けて、連合会の現下の取り組みを報告の上、意見交換、多面的なご指導いただく。
終了後、日本行政書士会連合会（宮本達夫会長）の幹部役員との意見交換会に出席。新任の宮本会長は土地家屋調査士の資格もお持ちの方で、役員の皆さんとご一緒に、時代に即応した会務運営に取り組まれているとのことだが、幹部の皆さんと資格者制度の現状や課題等について忌憚のない意見交換をさせていただいた。各副会長・専務・常務が同席。

29日

坂元会長打ち合わせ
鹿児島司調興友会

鹿児島に移動し、日調連技術センター委員長をお願いしている坂元均・鹿児島会長、今村喜藏元会長と

鹿児島市内の地籍調査・地図整備について、及び登記基準点等について打ち合わせをさせていただく。
夕刻から市内のホテルで自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長の保岡興治・元法務大臣を地元の司法書士・土地家屋調査士が応援する「鹿児島司調興友会」の総会に出席させていただく。保岡先生は近時の調査士制度改革の各般にわたってご指導・ご尽力いただいているが、この日は、広く県内各地から調査士・司法書士が参集され、盛大に開催された。保岡先生からは熱のこもったご挨拶と国会報告がなされた。懇親会も終了した後、徒歩で帰路につかれた保岡先生が路上で多くの市民の皆さんに気さくに声をかけて話しこまれるお姿に感銘を受けた。

31日

瀬口専務・山下秘書ほか

終日　連合会事務局で瀬口専務ほかの皆さんと会務打ち合わせの後、保岡議員秘書の山下魁川氏と打ち合わせ。山下秘書には制度に関する様々なことについて情報をいただいたり情報交換をさせていただいているが、この日も土地家屋調査士制度に関係の深い国会周辺の動き等について多くのご示唆をいただいた。

4月4日

予算案等打ち合わせ

横山副会長、瀬口専務、大場財務部長に出席いただいて終日、平成20年度事業計画案、予算案等について各般にわたる報告を受け、協議をさせていただく。

8日

103歳の松本榮一氏

保岡興治先生出版パーティー

大星正嗣・広報担当副会長の要請で、今年103歳になられる大阪会会員・松本榮一氏（おそらく全国最年長調査士）のご自宅を訪問し、会報取材に同席。背筋を伸ばして話される古武士然としたお姿、きっちり・丁寧な話しぶりに重ねられた人生の年輪と風格を感じる。いつまでもお元気で。

午後　東京に移動し東京プリンスホテルで開催の保岡興治先生の近著「政治主導の時代（中央公論新社）」の出版祝賀パーティーが開催され、招待をいただき出席。保岡先生は元判事で弁護士でもあられるが、近時の司法制度改革においては、自民党司法制度調査会長、法務大臣等として、絶えず国会や政府の司法制度改革の中心において、これまでの制度を根本的に変革する困難な事業を成し遂げられた方。土地家屋調査士制度の上でもADR代理権の獲得はじめ、調査士議員連盟会長として大変なご尽力をいただいた。その一部始終をまとめられたのが「政治主導の時代」。
本書には弁護士、司法書士、土地家屋調査士はじめ多くの資格者団体の司法制度改革への取組が、その背景と共に詳細に記されており、この時代の記録資料としても貴重な一書である。

9日

正副会長会議

廣田尚久先生

常任理事会（1日目）

午前　連合会事務局に廣田尚久・法政大学大学院前教授の訪問をいただく。廣田先生は日本のADRの先駆者として高名であるが、司法制度改革においては司法制度改革推進本部に置かれたADR検討会の中心委員としてご活躍され、土地家屋調査士のADR設置や代理権付与にもご理解をいただき、法改正にご尽力いただいた。この日は先生が近く始められるADR連続講座について、その目的や内容についてお話を伺う。下川副会長ほか、担当役員が同席。その後、第1回正副会長会議を開催し、午後からの常任理事会での議題等について打ち合わせ。

午後　第1回常任理事会の第1日目。間もなく開催の理事会での議題となる19年度事業執行報告案、決算報告案等について精査・協議。

10日

常任理事会（2日目）

東京会会館竣工祝賀会

全測連との懇談会

午前　常任理事会の2日目は20年度事業計画案、

予算案を中心に協議。

午後　間もなく日調連は新しい会館に移転するが、この日は新会館の大家さんとなる東京土地家屋調査士会（竹内八十二会長）が落成祝賀会を新会館近くのホテルで開催。連合会常任理事会メンバーのほか、全国各地の単位会長の皆さんも招待され、五十嵐義治・東京法務局長、多数ご出席の国会議員・都議会議員の先生方と一緒にお祝いをさせていただく。

夕刻　恒例となっている全国測量設計業協会（尾野安次会長）と日本土地家屋調査士会連合会の意見交換会が全測連を当番会にお願いして都内の麹町会館で開催。双方とも正副会長、専務理事・常務理事が出席。全測連は測量や地図に関係する団体としては日調連とは最も近しい全国団体であるが、土地家屋調査士と測量業者の双方が関係する業務である測量の分野も「地理空間情報」と呼ばれることも多くなるなど、環境が大きく変わりつつあるが、日本の国益・国民の利便のために、専門家団体としてお互いが良い連携と協調を強めることで意見が一致。

11日

登記オンライン申請打ち合わせ

為公会

午前　午後から開催予定の法務省・オンライン登記申請促進連絡協議会の表示に関する登記分科会に出席予定の下川副会長、横山副会長、関根オンライン申請PT長ほかの皆さんと現状の分析をはじめ、勉強会を開催。

夕刻　都内のホテルで麻生太郎・衆議院議員が主宰する『為公会』の政治パーティー「為公会と語る夕べ」に出席。歌手の五木ひろしさんと堀内孝雄さんがオープニングの一曲を披露するなど、意表を突いた企画に驚く。将来の総裁候補とも目される麻生先生の時局講演のあと、勢ぞろいした感のある国会の重鎮が、それぞれ個性ある挨拶を述べられる等、会場は最初から最後まで華やかさに包まれた。

お知らせ

自家共済分配金の大規模災害対策基金へのご寄付について

平成19年9月から各土地家屋調査士会宛にEメールマンスリー（連合会ホームページ「会員の広場」掲載）でお伝えしてまいりました、自家共済分配金の大規模災害対策基金へのご寄付について、ご寄付の回答をいただいた土地家屋調査士会は、平成20年3月31日現在、下記のとおりです。

これは、日調連共済会の自家共済制度残余財産分配に係る各土地家屋調査士会の諸経費分を大規模災害対策基金へご寄付いただくことをお願いしていたものです。

回答をいただいていない土地家屋調査士会におかれましては、引き続いてのご検討をお願いいたします。

ご寄付の回答をいただきました各土地家屋調査士会に対しましては深甚なる感謝を申し上げます。

「大規模災害対策基金への寄付の回答をいただいています土地家屋調査士会は以下のとおりです。」

神奈川会、埼玉会、栃木会、群馬会、新潟会、京都会、兵庫会、奈良会、滋賀会、和歌山会
愛知会、三重会、岐阜会、福井会、石川会、富山会、広島会、山口会、岡山会、鳥取会
島根会、福岡会、佐賀会、長崎会、大分会、鹿児島会、宮城会、福島会、山形会、岩手会
秋田会、青森会、札幌会、函館会、旭川会、釧路会、香川会、徳島会、高知会、愛媛会

平成20年3月31日現在、50会中40会から寄付の申出をいただいております。

島根会における広報活動

島(隠岐島)があっても“島根県”か！今から40年も前の話である。お互いの出身地が話題となった時に私の説明に対しての友人が発した駄洒落です。

島根県は日本海に面した東西に細長い県であります。全国的に知名度の低い県と云われ、NHKでは島根県を知ってもらう運動を企画されたことがありました。しかし県内の各地域を取り上げますとそれぞれが全国的に知られていると思います。東から、後鳥羽天皇の配流地である隠岐島、どじょう掬いの安来節で知られる安来市、松平不味公、小泉八雲、宍道湖の松江市、出雲大社の出雲市、世界遺産で知られる石見銀山の大田市、島根の小京都といわれ鯉が群れる水路で知られる津和野町などなど、島根県とは知らずにおられると思います。また、9月末から放映されるNHK朝の連続テレビ小説「だんだん」は島根県の出雲地方と京都を舞台にしたドラマだそうですのでぜひご覧になり、地名と県名を結びつけてください。ちなみに、「だんだん」とは出雲地方の方言で、「ありがとう」のことです。

無料登記相談所の開設

(1) 4月の表示登記の日に合せ各支部において開設。
(2) 10月の法の日に合せ各支部において開設。

上記のとおり年2回を毎年実施している。相談件数は決して多くありませんが相談所開設の案内を行政の広報誌等に掲載する事によって土地家屋調査士を大衆に知らせる活動の一つになるとの想いで今後も継続の予定です。

今後の課題としては、相談をしたい人にいかに効率よく知らせるかです。

媒体を介した広報

17年度はテレビのスポットCM(15秒)を1月から3月まで、時間はランダムに放映、18年度は3月31日(表示登記の日前日)に5段広告(全会員の氏名掲載)を掲載しました。単発的であったため19年度は単価を抑え継続して掲載できる方法ということで山陰中央新報社の月極広告を利用しています。紙面の下部にタテ6.6cm、ヨコ18.7cmの大きさで月に3～4回程度年間を通して掲載しております。小さくても読者の目に触れる機会の多いほうが良いとの思いで19年度に続き20年度も継続の予定です。効果のほどは調べようがありませんが目に見えない効果が

山陰中央新報月極広告

法務局窓口備付封筒

会報「島根」表紙

無料登記相談

あることを期待しております。

今後の課題としては、上記の外に登記を必要とする可能性のある人(不動産を既に所有している人、又はこれから所有しようとしている人）に焦点を合わせた広報も考える必要があります。

会報発行

年２回（8 月、2 月）発行で内容は総会(8 月)、業務研修会(2 月)の報告、また各支部の行事、家族の絆、業務に関する考察、趣味の効用、日頃の心掛け、時事に関する雑感等々、内容は執筆者にお任せし、自由に書いてもらっています。

ホームページ

外部向けには制度等の説明や行事の案内、内部向けには会員に対しての連絡等活用しております。なお､管理は総務部が担当しています。

窓口への封筒提供

出雲支部では支局窓口で利用できる書類(登記事項証明書等)入れの封筒を備え付け、土地家屋調査士の業務を紹介しています。

14 条地図作成時の取材

新聞社に取材の依頼を計画しております。記事として取上げてもらえば土地家屋調査士制度のまたとない紹介になります。

今後の検討課題

先に書いたことと重複する部分があることをお断りします。

(1) 広く一般大衆に知ってもらう広報とは。

(2) 登記等、土地家屋調査士を必要とするであろう人に的を絞った広報とは。

(3) 将来の職業人である子供等に対し土地家屋調査士という制度をしらせるには。

(4) 会員一人一人の言動が広報活動の最先端であることを認識するには。

(5) 田舎だからでしょうか、登記とか境界杭に関しての我々に対する期待度は高いものがあり結構知ってもらっています。しかし、我々＝土地家屋調査士の認識が薄いのです。土地家屋調査士を認知してもらうには。

上記課題について部内で話し合い、継続できることを第一条件としたより良い活動を目指します。また、これまでの広報最前線の記事、これからの記事を参考にさせていただきます。

終わりに

原稿依頼の文書に吃驚でした。“独創的”な広報活動の紹介ということで依頼されましたが応えることが出来ませんでした。普段の不勉強が一挙に露呈しました。反省しきりです。普段目を通さなければとの思いとは裏腹になかなか目を通せないでいる会報をこの度は読みました。今後もこの姿勢を維持しなければとの想いです。

島根会広報部長　青木克己

「若狭の社寺建造物群と文化的景観」
—神仏習合を基調とした中世景観（福井県小浜市）

若狭地域はリアス式海岸により形成され、港に好適な地理的特性をもつ。また、日本の政治拠点である奈良・京都に近接するため、古くから大陸・半島と日本の結節地として多くの文化・文明の交流の痕跡を留めている。この港湾を望むように聳える霊峰多田ヶ岳周辺には、それを顕著に示す社寺建造物群が、今も信仰の山とそれを支える集落景観と一体となって文化的景観を構成している。さらに、これら社寺群は日本人の生活に溶け込んだ世界で稀なる信仰形態である「神仏習合」をわが国で最もかたちとして伝えており、顕著な普遍的価値を有している。

（1）若狭の社寺建造物群と文化的景観

若狭には大陸・半島と奈良・京都との交流を顕著に示す社寺遺跡群がまとまりをもって展開している。中でも若狭の中央部に位置する霊峰多田ヶ岳周辺には、国宝2棟、重要文化財5棟の中世社寺建造物が集中して存在する。これら中世社寺建造物群は、宋時代の建築様式をさほど受けず、総体的に盛唐様式である和様を堅持しており、日本の古代から中世にかけての過渡期の寺院建築を顕著に示している。また、現存する奈良時代から平安時代にかけて造像された19躯の重要文化財の仏像や神像は、当地における地域信仰を示す文化財といえる。これら社寺群は、中心的な信仰の地である多田ヶ岳と周辺の山々の麓に分布しており、在地神の山と仏教寺院との融合景観が、信仰の基盤である集落景観に抱かれて良好に保存継承されている。

（2）神仏習合の空間

日本古来のカミの信仰と大陸から伝播する仏教との融合にはじまり、いまも日本人の生活に深く溶け込んでいる世界で稀なる信仰形態は、奈良時代に体系化される「神仏習合」である。多田ヶ岳山麓の社寺群は、古来のカミの山の景観を良好に伝え、これらと密接に関連して社寺境内が成立している。また、奈良時代成立の伊勢、多度、気比、宇佐などの港湾都市に成立する初期神宮寺の中で、現在もその形態を色濃く伝承するのは、国家の寺である奈良東大寺を除き、若狭神宮寺のみともいえる。

奈良時代創建の若狭神宮寺（神願寺）は、多田ヶ岳の東峰である長尾山を神体山とし、重要文化財本堂向拝に注連縄を張り、内陣にはカミの区画と仏の区画を併せ持つ神仏習合を代表する寺院である。また、発掘調査の成果や、『東大寺要録』にある二月堂お水取りの遠敷明神の伝承に基づく「お水送り」の実施などから、国家の仏教受容と神仏習合成立との深い関係が想定されている。式内社多田神社とその神宮寺である多田寺は、霊峰多田ヶ岳と密接に関連しながら成立しており、奈良期からの創建を物証する仏像を多く伝えていることから、初期の神仏習合の成立を示す重要な遺跡といえる。また、神宮寺、明通寺、妙楽寺、羽賀寺は、本堂などの主要施設前面に神体山を遥拝する形となり、カミの宿る山と密接に関連しながら伽藍が成立したことを示す空間構造を伝えている。そして、これらが寺社を核とする中世以来の文化的景観として、地域社会により守られ保存継承されていることが評価に値する。

小浜湾から霊峰多田ケ岳を望む
（山麓に中世社寺建造物、神仏習合寺院が展開する）

神宮寺本堂

明通寺三重塔

羽賀寺本堂

（3）類似遺産との比較

若狭の寺院建造物は、古代から中世の過渡期を示す建造物群として、わが国の古都の文化財と異なる特別な評価が可能である。また、文化の道の結節地として、大陸・半島と奈良・京都との文化交流により生まれたわが国の初期神仏習合を実証する社寺遺跡群として、現存する無二のものである。そして、修験道としての神仏習合を示す資産とは異なり、古代以来、社寺群が信仰の山々と基盤である集落と一体となって、日本人の生活に深く溶け込んでいる神仏習合の文化的景観を形成・維持してきたことに顕著な普遍的価値がある。

さらには、南方から紀伊山地、奈良、京都、若狭小浜と完全な地理的直線により結ばれ、わが国の北方鎮護・信仰霊場としての位置付けも想定される。日本人の信仰形態やその歴史を考える上で多様かつ特別な地域として顕著な普遍的価値を有しているといえる。

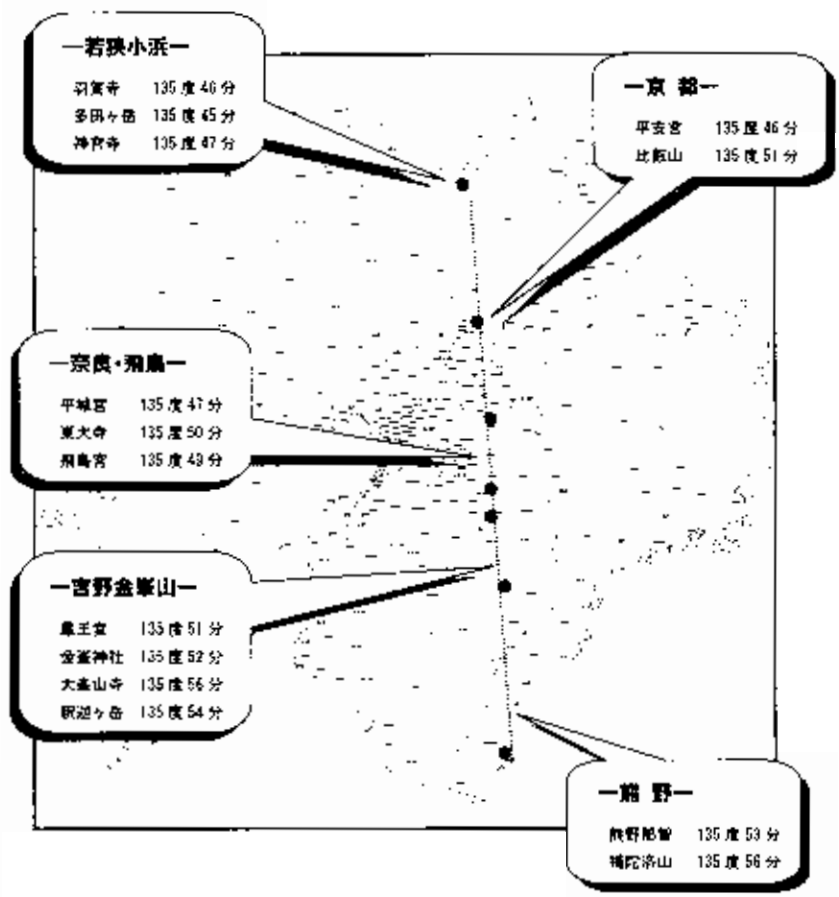

奈良を中心とした文化信仰ライン（文化の道）

（4）まとめ

このように若狭の社寺建造物群は、一地域として例のない存在率を誇ることを主要素とし、神仏習合の景観を境内、周辺の山、信仰集落と一体となって伝えていることが遺産の特徴といえる。外来の仏教を認め、伝来の信仰との対立を抑えた調和の思想である「神仏習合」を可能にした日本を代表する遺産であり、世界平和の誇りとして提案するものである。

小浜市では、平成13年から世界遺産への取り組みを開始し、市民の会も設立され、市民主体の講演会や遺跡見学など積極的な取り組みがされている。

（資料提供：福井県小浜市）

兵庫会

「11の目　相手を思う心」

明石支部　梶田　昌範

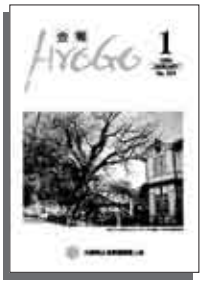

『会報 HYOGO』第 526 号

私は、神戸市の西北の端、神出町に事務所を置いています。震災の後、中央区から移転してきたのです。周囲は田んぼや畑、山林で緑がいっぱいです。もう 12 年が経ちました。周りの農家の方々とは仲良くお付き合いをさせてもらい一緒に酒を酌み交わす間柄で野菜や果物を度々届けて頂いたり懇意にしてもらっています。一緒に酒を飲むと口癖のように「米を作っても赤字や。息子はサラリーマンで後を継がんと言うし、米作りも私の代で終わりや。政府は農家を見放しているのや」と農業談義をしては憂さを晴らしているのです。私がこちらに来るまでは農業のことは全く解りませんでしたが、農家の抱えたいろんな事情が良く理解できるようになりました。こんなことを言っても町の調査士さんには分かりませんよね。

私も今年で 65 歳になりました。調査士業務も 40 年を超えました。昨年綱紀委員に選任されその職責の重さを痛感し、自分の襟を正し心を引き締めて職責を全うする決意です。

昨今の世情を見ますに、若者の自殺・いじめ・食の安全の崩壊・政治の腐敗等々毎日のように新聞、テレビ報道を賑わせております。特に団塊世代の私たちにとっては考えられない事件が次々に起こっております。これらは一部の人の倫理観の欠如に起因するものと思います。根源は教育のあり方、とりわけ人間教育に在るものと思います。政治の行う教育改革をしっかりと見極め、十分に議論しあって改革を進めていって欲しいと願っております。取り敢えず一人ひとりが「思いやり」の心を持つこと、同情だけではなく本当に相手を「思う心」が大切なのであって、皆が少しでもそういう心を持つことで世の中が変わっていくものと信じています。

さて、来年から裁判員制度が始まりますが、この制度に一抹の不安を感じる私です。裁判員は、無作為に選出されると聞いております。選出された者が、裁判員の資質を有するに至るまでの研修を経て裁判員となります。一事件において裁判官と裁判員の合議制により審理されるのでしょうが、その審理の過程において経験豊富な裁判官の判断が経験浅い裁判員に強い影響を及ぼすのではないでしょうか。裁判員の判断が判決にどれだけ反映されるのか私が疑問に感じている次第です。

法律に精通された裁判官も何度も口頭弁論を聴き、膨大な準備書面や証拠資料を精査し、結果を出すのですが、判決を下すときは苦慮されることと思います。それでも冤罪という事件が起きてしまいます。裁判員の方々が常に公平な立場で自分の意思を通し、判断されることを願って止みません。

我々土地家屋調査士も日常の業務において紛争に直面することが多々あります。その中でも土地の境界紛争は、先祖伝来の土地であったりすると余計に思い込みによる確執が強く中々話も聞いてもらえません。特に田舎においては、所有権界や筆界とか時効取得などを主張しようものなら「アイツに土地を盗られた。アイツは盗人や」と一生言われ続けてしまいます。とても村で一緒に生活していけなくなってしまいます。そのような依頼がありました場合、私はありとあらゆる資料を探し揃えて相手を思う心を忘れず誠意を持って平等な立場で何度も話し合うこと。相手の主張も聞いてやり理解してあげる。その上で、あなたの土地の測量をしてみましょうと同意を求める。測量の同意が得られれば先が見えたものと確信いたします。後は話し合い接点を見つけて解決してゆきます。長い期間が掛かりますが、それが一番の早道と考えております。双方合意に達し手を握ったときは感無量で、この仕事をしていて良かったなと自分で満足しているのであります。そんな夜の一杯は格別の味がし、心労を程よく解してくれるのであります。

この季節、やはり日本酒がいいですね。寒いときの一杯目、胃の中がキュウと熱くなり五臓六腑に染み渡っていくのが感じられるような何とも言えない心地よさ、最高ですね。

魚も美味しい季節、旨い料理で一人チビチビやるのも格別ですね。また仲間と一緒に飲みながら談笑するのもいいですねえ。酒好きの会員の皆様、機会がございましたら一緒に杯を交わしましょう。ぜひ声をかけてください。

神奈川会

「(ちょっと気になる)神奈川の建物」

広報部次長　藤野　寛

『神調報』第 392 号

新たな連載として始まる「(ちょっと気になる) 神奈川の建物」の初稿の担当は、広報部の役員からと広報部会で話し合われた結果、3 対 1 の多数決により私が筆をとることになりました。どうかよろしくお付き合いください。

突然のお尋ねで恐縮ですが、会員の皆様方がお住まいの地域には有名な建物や特殊な形状の建物、或いは歴史的な建物や一風変わった「これって、建物なの？」というような建築物はありませんか。そんな（ちょっと気になる）建物を登記事項の側面まで含めて紹介してみようと考えられたのが今回の企画です。ここでは当然、表題部が登記されている建物が原則となりますが、建物図面が備えられているか否かは問わないこととしました。これは、該当する建物の多くは、建物図面の備え付けが整備されるようになった以前から建っていたと考えられるからです。(ちょっと気になる) 建物ほど古き良き時代のものが多くなるのは当然のことでしょう。また、建物図面があるものの紹介については、記事担当の支部広報員から作成した調査士の方にインタビューを試みても面白いかもしれません。

さて、私の所属するのは横浜南支部ですが、支部としての管轄区域は横浜市栄区、港南区、金沢区、磯子区の 4 区にまたがっており、エリア内にも数多くの取り上げようと思う建物が脳裏に浮んできます。しかし、今回は横浜中支部にある建物を紹介することにしました。それは昨年のことですが、横浜市中区にある歴史的建造物が取壊されるという記事が新聞に載り、取り壊し前の二日間に限り一般公開されるとのことでした。その建物は昭和 13 年に新築された「ストロングビル」と呼ばれた建物で、横浜スタジアムに隣接する場所にあります。もともと横浜公園周辺は戦前に建築されたビルが多く見られた地域であり、以前の関東財務局横浜財務事務所が入っていた『BANK OF AMERICA』ビル（昔はそう呼ばれていた）などが今でも残っています。横浜市都市整備局の主催による見学会に私も参加しました。9 月 2 日の当日は、横浜国大の吉田鋼市教授の解説とともに建物の外観と内部の各部屋を見学しました。まず、戦前からの外国商社のオフィスビルとして創建当時より現在まで、所有者と使用目的が変更されずに使用され続けた唯一の建物のだそうで、根本的な増改築はおこなわれなかったことが話されました。また、東側の玄関入り口のポーチは扇型の欄間窓で装飾され、軒の部分はコーニスと呼ばれる軒蛇腹模様が施されるなど、外観的にはクラシックなスタイルの最後期の建築物であるとの説明でした。しかしながら、内部的には玄関を入るとホールと階段室となっており、上階まで中央階段が抜けていて、その左右は間仕切り自由な空間としてシンプルに設計され、造形様式としてはシンプルなクラッシク様式であると解説されました。このように中央の階段室のみに壁画を設けた左右を設計自在とする方法は、戦後のオフィスビルに多用されるようになったとのことで、まさに、先駆的であったとのことです。これを『コアプラン』と呼ぶと解説されました。このビルの設計者は横浜生まれの「矢部又吉」という人でドイツで建築を学んだ後、旧三菱銀行横浜支店の設計等を手がけたことなどが話されました。また、その孫にあたるという女性も当日みえており見学会のなかで紹介され、大きな拍手を受けていました。

現在、この「ストロングビル」は既に取壊され更地となっており、跡地には中層のホテルが建築されるとのことであります。計画によれば「ストロングビル」の一部分を保存しており、完成時に外観の装飾として復活させるとの話がありました。しかし内部は二度と見ることはできません。ひときわ個性と存在感を主張した建物が、またひとつ消えていくのも時の流れのなかでのことでしょう。私が見学会で撮影した建物の写真をこの場をお借りし、紹介したいとおもいます。

なお、以下は建物登記の表題部と甲区欄の一部です。

所　　在　横浜市中区山下町 204 番地
家屋番号　同町 459 番 6
種　　類　事務所
構　　造　鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建
床 面 積　1 階　515.70m^2
　　2 階　515.70m^2
　　3 階　515.70m^2
　　地階　166.87m^2
　　塔屋　8.79m^2
登記原因、日付　平方メートルに書替
（登記事項に記載はありませんが、新築年は昭和 13 年です）
所有者　住所省略
　　ストロング・エンドコンパニー
　　（ファーイーストリミテッド）
建物図面なし
（構造に塔屋の記載はありません）
　　平成 19 年 10 月 10 日調査

軒の装飾、コーニスの部分

建物全景

センターコアの状況

ⓘ お 知 ら せ

土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号に規定する法務大臣の団体指定について

次の土地家屋調査士会が標記法務大臣の団体指定を受けました。

○法務省告示第 215 号

土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 3 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成 20 年 4 月 22 日　　法務大臣　鳩山邦夫

名　　称	主たる事務所
富山県土地家屋調査士会	富山市牛島新町 8 番 22 号

サステナビリティ・シリーズ ～クラスタ活動の創造に向けて

先人に訊く①　大阪会　松本榮一会員

悠々たる人生～103歳の春

桜満開の2008年4月8日。明治39年1月20日生まれの大阪会会員 松本榮一先生を取材する事となった。地下鉄谷町線・喜連瓜破駅で日調連 松岡直武会長と合流。

土地家屋調査士の習性か駅名がめずらしく調べてみる事にした。喜連と瓜破は別名でそれぞれ北側と南側に位置し区分されている。喜連は「古事記伝」によれば昔は河内に属して万葉に河内国伎人郷という所を久礼と言い、中世室町時代ごろから喜連と呼ばれるようになったという説。瓜破は大化年間（645～649年）道昭法師が当地の庵で祈念の最中、神体が降りてきたので瓜を破ってお供えをしたことから瓜破となったという説。他にも諸説があるようですがいずれにせよ昔から瓜（西瓜）の産地であった事が地名に由来しているという。

松本先生は駅から歩いて5分ぐらいの所にあるマンションにお住まいで、松岡会長は毎年ご挨拶に伺っているとの事でした。最初の印象はとても100歳を越えているとは思えない張りのある声、会長を自分の子供のように話をされる先生を見ていて、体型、お顔、話し方等どこか会長に似ているような気もする。早速定番の「長寿の秘訣はなんですか？」と質問。間髪を入れず「常に相手をたてて大切にしている事、世の中の人の為になる事を実践する、ウィットに富んだおしゃべりを心懸ける事かな。」と即答。我々を横目に更にお話が続く…。

98歳の時大腸ガンと診断され、全身麻酔による外科手術は難しいと言われたが「私は100歳まで生きるんだ！」と強い信念をもって手術を乗り越えられた話、宝塚の自宅でお住まいの時、屋根裏にいつもヤモリがいて話題になっていた。そのいつものヤモリが震災の一週間程前から見当たらなくなり気にかけていた矢先、大震災の前ブレが始まり、最初の震動で施錠してあったドアがすべて破れて外側に倒れてくれたおかげで家族全員が外に脱出する事ができ、九死に一生を得たという不思議な話で盛り上がる。先生はヤモリが守り神だったと今でも信じておられるとのことでした。台風で大阪の事務所が水浸しになった話等々。話が尽きない。先生は昭和6年に司法書士を開業。土地家屋調査士は法律施行の昭和25年当時から業務を開始していたとの事ですが、登録はなぜか昭和27年9月29日でした。昭和34年に日本司法書士会連合会から表彰を受け、昭和53年に黄綬褒章の栄誉を受章されており、大阪会の重鎮として長きにわたり活躍され、後輩の指導にもご尽力された事がうかがわれた。明治、大正、昭和、平成と4つの時代を生き抜く先生はまさに喜びが連なる喜連に通じ西瓜ごとく人間丸く、中味は水々しいウィットに富んだ味のあるお話で私たちを楽しませる。悠々人生～103歳の春を満喫しているようでした。

左から松本榮一先生、日調連大星正嗣副会長、日調連松岡直武会長

左：松本榮一先生

全国土地家屋調査士政治連盟

第8回定時大会開催される

平成20年3月24日（月）午後1時30分より、国政の中心地にほど近い東京都千代田区平河町にある「都市センターホテル」において、全国土地家屋調査士政治連盟の第8回定時大会が、各単位調政連の会長及び代議員並びに全調政連役員合わせて64名の出席と、ご来賓として、日調連・松岡会長、全公連・鈴木会長並びに全調政連・水上名誉会長のご臨席をいただき厳粛の内に開催されました。

開会にあたり全調政連・井上会長は、政治連盟が結成されて以来、土地家屋調査士制度の充実発展と不動産登記制度に基づく国民の権利擁護に貢献するために多くの制度改革や事業を展開して来たことに対して、各単位調政連からの協力、日調連・全公連からのご支援にあらためて感謝する旨の謝意を表明され、さらに自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟、並びに公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会の大きな支援をいただきながら活動が適切かつ強力に展開でき、政治団体としての使命を確実に果たして来られた事に対しても謝意が述べられました。

全調政連　井上孝三郎会長

日調連・松岡会長からは、土地家屋調査士の制度が充実発展を遂げつつあるということは、全調政連の尽力のたまものであると謝意が述べられました。

さらに松岡会長は、新しいステージが用意され新しい時代に突入しました。これからの制度改革も政治連盟の活動なくしてできるものではなく、政治連盟が調査士制度の後ろ盾にあることを望みます。全国の政治連盟には、全国に対する役割があり、地方の政治連盟には地方の役割がある。特にこれから地方自治体との関係がとても重要なことになって来るので、それぞれの立場でその役割を果たしていただき、より一層の制度発展にご尽力いただきたいと挨拶をされました。

全公連・鈴木会長は、全国の公嘱協会の実情をお話しされ、全調政連・各単位調政連の役員の皆様に是非お力添えをいただきたいと訴えられ、自民党議連、公明党懇話会の総会などでいろいろと発言ができるよう望まれていることも述べられました。そして、国土の利用、整備保全のため全公連、全国の公嘱協会に対し、絶大なる力添えを賜りたいと挨拶されました。

日調連　松岡直武会長

齋藤幹事長から平成19年度の活動が報告された後、審議が始まり第1号議案　平成19年度収入支出決算書承認の件、第2号議案　役員が任期途中で退任等をした場合に、その後任の役員が速やかに選任できるようにする事を盛り込んだ、全調政連規約の一部改正審議の件、第3号議案　平成20年度運動方針（案）審議の件、第4号議案　平成20年度収入支出予算（案）審議の件がそれぞれ提案され、原案どおり承認されました。

特に平成20年度の運動方針は、土地家屋調査士の更なる未来を創造するため『活力と調和』を基本理念として、組織の充実強化を図り、全国の会員からの意見を結集して、衆・参両議院の先生方のご理解、ご支援を得て、日調連と連携しながら、土地家屋調査士が社

全公連　鈴木洋美会長

会的にも経済的にも安定した地位が確立できるように積極的な運動を展開する。そのためにも、各ブロックの役員の皆様とも会議を開きたいと全調政連・井上会長は喝破されました。

なお、運動方針として次の項目が挙げられました。

1. 組織の充実強化と財政の健全化
2. 立法機関・各政党との連携・協調
3. 登記所備付地図整備の促進
4. 関係法令改正への対応
5. 広報活動の充実

また、本大会では建設的な意見や質問が寄せられましたが、すべて円滑に運営され、時間的にも余裕をもって大会に幕が閉じられました。

続いて、午後6時から第8回定時大会懇親会が開催され、冒頭に鳩山邦夫法務大臣並びに江田五月参議院議長に御挨拶をいただき、自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長の保岡興治代議士や公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会会長の山口那津男代議士にも御挨拶をいただきました。そして多くの国会議員の先生方を始め、友好団体の代表者の皆様にもご出席をいただき、ご祝辞を賜り、盛大な懇親会となりました。

各単位調政連の会長方には、地元出身の国会議員の先生方と懇談をいただき、当政治連盟をアピールしていただき、ありがとうございました。

閉会にあたり、全調政連の加藤幸男相談役は、日調連の松岡会長が本日誕生日で家族と共に祝うべき日に、全調政連の定時大会に最後までご参加いただいた事に敬意と感謝の言葉を述べられ、会場は松岡会長の誕生日を祝う大きな拍手とバースデーソングに包まれ、すばらしい感動のひと時となりました。

以上雑駁ではありますが、全調政連第8回定時大会の概要報告とさせていただきます。

御参加いただきました皆様、そして大会を開催するにあたり準備や設営にご尽力いただいた皆様に心より感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

（幹事長　齋藤　正）

鳩山邦夫法務大臣

江田五月参議院議長

自由民主党　土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長
保岡興治代議士

公明党　土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会会長
山口那津男代議士

人事異動　法務局・地方法務局

法務局・地方法務局における職員の人事異動が四月一日付けで行われましたので、その一部を左に紹介いたします。（○　平成二十年四月一日付け異動）

法務局

庁名	局長	総務部長	民事行政部 部長	民事行政部 次長	民事行政部 民事行政調査官	民事行政部 総務課長	民事行政部 登記情報システム管理官	民事行政部 首席登記官（不動産）	民事行政部 首席登記官（法人一・法人二）	民事行政部 首席登記官（法人三）	民事行政部 電子認証管理官	民事行政部 動産登録課長
東京	五十嵐義治	○寺島健	○橘田博		○西岡東本	○佐生道夫	○戸田千代光	○杉谷貴勇	○齊藤孝一			
大阪	高野伸	○古畑泰雄	○由良卓郎	○高橋熊樹	○関谷政俊	○中本昌彦	○杉本好弘	○河本加藤雅宏	○川井忠雄	○平林山上善廣	宇佐美準	○高野和博
名古屋	杉山茂久		○椿栄一		○澤目和幸	○所津満	○所田中村和彦	○加藤雅宏	○佐々木博美			
広島	小口哲男		○入江要次		○増永俊朗	○野津満	○宮崎順一	○泉本中垣秋夫	○岩本那須誠也			
福岡	横山緑		○浜辺幸二		○園部修治	○石川敏子	○森園正光	○中垣良二	○黒澤貞彦			
仙台	柏原治		○井上邦夫		○西川政俊	○竹下一彦	○鈴木横山	○宗像正光	○富山一憲			
札幌	佐藤努		○西川難波		○関谷康文	○浜詰隆雅	○福田義輝	○島津林千代子	○山崎孝幸			
高松	太田健治											

地方法務局

庁名	局長	次長	総務課長	首席登記官	登記情報システム管理官
横浜	○柿村清	西沢長	○弘瀬晃	○藤井烈	萩野譲
さいたま	○紺野清幸	○伊藤正之	○前田静男	○刄山切師敏夫	○戸塚須美夫
千葉	本間透	○伊藤洋一	○秦慎也	○福島豊彦	○富永鐘治
水戸	吉澤勇治	○大矢一夫	○醍醐邦治	○池田勝吉	○船橋淳宏
宇都宮	○重山正秋	○川崎利夫	○高橋仁	○栗岩明浩	○石川栄一
前橋	○石井末弘	○新沼則男	○田邉豊	○小山田才八	○井上隆幸
静岡	○渡辺博	○三澤義苗	○倉部誠	○林康雄	○杉山惠嗣
甲府	○藤谷幸雄	○井原弘之	○塩澤北島孝昭	○中山佐藤耕治義春	○須藤角掛哲也
長野	○吉崎千恭	○松田昇	○塩澤隆	○小林一義	○小林田芳道
新潟	本間章一	藤原篤	○大内一	○千葉水島良一	○小林幸勝
神戸	山野幸成	北村庄太郎	加藤三男	山本戸田哲郎	坂井盛利彦
奈良	○坂本章	○松本秋景	○石井一成	○長沼靖夫	○福本由美子
和歌山	○小島寛	○藤田進	○小野昭男	○福井昇平	○藤井
京都	○若井伸一	○前橋辰雄	吉岡慶治	○本田裕樹	○松本
大阪	○田村隆平	○今井弘幸	○西田勝彦	○三浦信幸	○室橋富夫
神戸					○小林
岐阜	○岡村幸治	○阿津川喜代士	○酒井晴彦	○諏訪和則	○後藤明博
津					繁之
福井	○富士田義博	○梅本泰宏	○板山久	○三好統子	○竹松和司
金沢	○志賀浦実	○長縄博泰	○三好統子	○井上博治	○三田村厳
富山	○渡辺秀喜	○河原美恵	○瀧村剛	○鈴木孝雄	○村田樹二

地方法務局

庁名	局長	次長	総務課長	首席登記官	登記情報システム管理官
山口	岡山	○兼行邦夫	○要田悟史	古門照憲	楢崎保夫
鳥取	松江	○林久義	○田賀満雄	檜垣明美	○清水博志
松江	○神尾	○松崎義幸	○横井三男	岩佐裕史	○難波正隆
佐賀	長崎	○大島孝子	○根岸保	○佐藤芝原門田由美子	○山本
大分	熊本	○岩井明広	○田安雄	○宮川孝博	○古田津道秋
鹿児島	宮崎	○内海	石丸	杉本富永	錦治郎
福岡	那覇	○阿部	○金子	○斎藤久保	○野村谷
福島	山形	○山口	○草薙出雲	○古館高橋	○横山篠原垂石
盛岡	秋田	○田畑	○榎本檜山	○奥村木	○清水岩渕
秋田	青森	○恵一	○時也達雄	○耕一勉	○新井佐藤橋元
函館	釧路	○新市	○寒河江晃	○木村繁	○深川山
旭川	帯広	○柴崎	○周	○智紀	○弥内光
函館	釧路	○渡部	○英司	○広視	○村川吉
徳島	高知	○谷口名三佐男	○山田敏史	○智昭	○甲斐伸博
松山	松山	○田尾本	○原口英司	○東所照明一徳	○山本
高松	高松	○徳永勝幸	○原芳久	○山中正登	○芳見孝行	○高橋博美	○信太静夫	○東克博之	○原口俊道	○田所	○山本
福岡	那覇	○長尾秀樹	○神長幸男	○筒井昇一	○浜野智了	○鈴木光彦	○村岡幸	○武藤孝宏	○逸見明彦	○杉本充清	○大峠正志	○遊佐敏明
福岡	那覇	○久場景一	○白石隆志	○中村健二	○宮川英世	○古家康彦	○島津豊隆道秋	○坂根康弘	○小泉智照	○朝日弘和	○岡本隆

お知らせ

土地家屋調査士2009年オリジナルカレンダー

「夢の飛翔」 —Bird's-eye view of old Japan—

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で9回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込のご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申し込み下さい。

価格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 472円	1本 630円	1本 630円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2008年8月31日（日）		
納品予定	2008年11月上旬		
仕様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申し込み締め切り
▼
2008年8月31日（日）

お申し込みにあたって

- ●上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。
  ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
  A）調査士シンボルマークのみ入り
  B）調査士会名入り
  C）調査士会名＋個人事務所名入り
  ただしB）、C）タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ●ネーム入れの文字色はスミ（黒）、書体は統一とさせていただきます。左記の（ネーム入れ例）参照ください。
- ●商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- ●商品は2008年10月下旬〜11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および発送料を配達員にお支払いください（代金引替えお届け）。

●送料＝梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
・梱包1箱あたり1本〜50本まで入ります。
・離島は別途。　・消費税別。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,050円	1,260円	1,575円

ご注文は …… **FAX:06-6346-0352**

大毎広告株式会社　TEL 06-6456-3437　〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5　カレンダー担当／上野雅信

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送り下さい。 FAX:06-6346-0352

■ご注文本数

A）シンボルマークのみ	B）調査士会名入り（50本以上）	C）調査士会名＋個人事務所名入り（50本以上）
1本 472円 ＿＿本	1本 630円 ＿＿本	1本 630円 ＿＿本

※税込

ネーム入れ原稿▼

前年通り
2008年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。
その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新ネーム
新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

■ネーム

肩書 （20字以内）	
事務所名 （15字以内）	TEL（　　）　—
住所　〒	FAX（　　）　—
	調査士会名
E-mail	

■以上の通り申し込みます。　月　日

お名前（または事務所名） 印	ご連絡先	TEL（　　）　—
		FAX（　　）　—
カレンダーお届け先　〒	お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。 ネーム住所と同じ	

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。
また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

お知らせ

地理空間情報フォーラム2008

―拡がる測量の世界―

–Geoinformation Forum Japan 2008–

会　期

平成20年6月18日(水)～20日(金)

会　場

パシフィコ横浜

横浜市西区みなとみらい 1-1-1

測量関連 4 団体の主催により開催される「地理空間情報フォーラム 2008」と「地理空間情報システム展」の詳細をお知らせいたします。

なお、6 月 18 日(水) には、日本土地家屋調査士会連合会が企画する、①表示登記制度研究発表会「地籍情報の生産現場 ―登記測量の視点から―」、②パネルディスカッション「新たな登記表題部情報整備 ―日本の地籍を語る―」が行われます。また、土地家屋調査士が地理空間情報システム展に出展する予定です。

主　催	社団法人日本測量協会	社団法人全国測量設計業協会連合会	
	有限責任中間法人日本測量機器工業会	財団法人日本測量調査技術協会	
後　援	国土交通省	経済産業省	総務省
協　賛	(独)防災科学技術研究所	(独)土木研究所	横浜市道路局
	(財)衛星測位利用推進センター	(社)海洋調査協会	(社)建設コンサルタンツ協会
	(社)国際建設技術協会	(財)資源・環境観測解析センター	gコンテンツ流通推進協議会
	(社)全国地質調査業協会連合会	(財)測量専門教育センター	地理情報システム学会
	(社)土地改良測量設計技術協会	(社)日本ウオーキング協会	(社)日本環境アセスメント協会
	(社)日本経済団体連合会	(財)日本建設情報総合センター	日本国際地図学会
	(社)日本国土調査測量協会	(社)日本写真測量学会	(財)日本情報処理開発協会
	(財)日本水路協会	日本測地学会	日本測量者連盟
	(財)日本地図センター	(社)日本地図調製業協会	(財)日本デジタル道路地図協会
	日本土地家屋調査士会連合会	(社)日本土木工業協会	(財)リモート・センシング技術センター
	「測量の日」実行委員会	出展各社	

全体スケジュール(予定)

地理空間情報フォーラム 2008

		アネックスホール F201・F202		アネックスホール F203・204	アネックスホール F205・F206	展示ホール D
6月18日(水)	午前	開会式	■English Techinical Session	■表示登記制度研究発表会 「地籍情報の生産現場―登記測量の視点から―」	■技術発表会 「測量調査技術発表会」 「第 30 回記念講演」 ■調査・設計・建設コンサルタント 「安全・安心ワークショップ」	**■地理空間情報システム展** 新製品と新技術の展示 ベンダーフォーラム 関連機関による技術展示 大学などにおける測量・地理空間情報分野の研究成果の展示
	午後	■応用測量技術研究発表会		■地理空間情報・GIS 「基盤地図情報の作成と公的な利用」 ■測量・測位 「新たな登記表題部情報整備―日本の地籍を語る―」		
6月19日(木)	午前	■測量・測位 「ひろがる衛星測位」		■知っ得！ 測量時事情報セミナー 「本音で語る測量設計者の生きる道」	併　催 日本写真測量学会 年次学術講演会	相談コーナー 測量関連図書などの展示 ■地理空間情報紹介コーナー ■学生フォーラム ■来場者参加イベント 測量コンテスト 測量クイズ 距離を測る体験コーナー 横浜・測量史跡巡りウオーキング ■企画展 映画「劔岳　点の記」コーナー
	午後	■特別講演 「地理空間情報社会の創出と産学官の役割」 ■地理空間情報・GIS 「地理空間情報の利活用と流通」		■測量・測位 「文化財と測量」		
6月20日(金)	午前	■測量･測位／地理空間情報･GIS 「作業規程の準則の改定―新公共測量作業規程と地理情報標準(JPGIS)―」				
	午後	■測量・測位 「建設施工システムにおける ICT 活用」 ■地理空間情報・GIS 「参加型 GIS の今？」		■調査・設計・建設コンサルタント 「地域を活性化する社会資本のアセットマネジメント―既存インフラの健全度調査を担う測量設計業の役割―」 ■測量・測位 「トンネル工事に学ぶ測量技術」		

詳細

コンファレンス

開会式典

●日　時　6月18日(水)9:30～10:00
●会　場　アネックスホール F201・202
及び展示ホール D 入口

特別講演

「地理空間情報社会の創出と産官学の役割」
●講演者　国土交通省　国土地理院長　小牧和雄
●日　時　6月19日(木)13:00～14:00
●会　場　アネックスホール F201・F202

シンポジウム	日　時	会　場
■地理空間情報・GIS		
基盤地図情報の作成と公的な利用	6月18日(水)13:00-14:30	F203・204
地理空間情報の利活用と流通	6月19日(木)15:20-16:50	F201・202
参加型 GIS の今？	6月20日(金)15:20-16:50	F201・202
■測量・測位		
新たな登記表題部情報整備―日本の地籍を語る―	6月18日(水)15:20-16:50	F203・204
ひろがる衛星測位	6月19日(木)10:00-11:30	F201・202
文化財と測量	6月19日(木)15:20-16:50	F203・204
作業規程の準則の改定 公共測量作業規程と地理情報標準（JPGIS）	6月20日(金)10:00-11:30	F201・202
建設施工システムにおける ICT 活用	6月20日(金)13:00-14:30	F201・202
トンネル工事に学ぶ測量技術	6月20日(金)15:20-16:50	F203・204
■設計・調査・建設コンサルタント		
知っ得！ 測量時事情報セミナー 「本音で語る測量設計者の生きる道」	6月19日(木)10:00-11:30	F203・204
地域を活性化する社会資本のアセットマネジメント ―既存インフラの健全度調査を担う測量設計業の役割―	6月20日(金)13:00-14:30	F203・204
安全・安心ワークショップ Part3 「地震災害から我が身を守るには？」	6月18日(水)15:10-16:30	F205・206
技術発表会		
測量調査技術発表会　（第 30 回記念講演―30 年前の夢は今―）	6月18日(水)　9:50-14:50	F205・206
表示登記制度研究発表会 「地籍情報の生産現場―登記測量の視点から―」	6月18日(水)10:00-11:30	F203・204
応用測量技術研究発表会	6月18日(水)10:15-17:10	F201
English Technical Session	6月18日(水)　9:15-17:00	F202
学生フォーラム（10 周年記念イベント）		
学生フォーラム	6月18日(水)10:00-17:00	展示ホール D ベンダーフォーラム会場
地理空間情報紹介コーナー		
地理空間情報が拓く地域と生活のイノベーション	6月18日(水)～20日(金)10:00-17:00	展示ホール D
関連機関による技術展示		
関係諸機関における測量 および地理空間情報の関連分野の研究成果、施策等の展示	6月18日(水)～20日(金)10:00-17:00	展示ホール D
大学などにおける測量・地理空間情報分野の研究成果の展示		
測量・地理空間情報関連の教育・研究を行う 大学などの研究成果の紹介	6月18日(水)～20日(金)10:00-17:00	展示ホール D
測量と地理空間情報　相談コーナー		
有識者と専門家による測量 および地理空間情報に関する相談に対応	6月18日(水)～20日(金)13:00-16:00	展示ホール D
関連図書などの展示		
日本測量協会刊行図書、 各出版会社の測量・地理空間情報の関連図書を展示	6月18日(水)～20日(金)10:00-17:00	展示ホール D
企　画　展		
映画「劔岳　点の記」コーナー	6月18日(水)～20日(金)	展示ホール D
来場者参加イベント		
測量コンテスト	6月19日(木)10:00-17:00 6月20日(金)10:00-14:00	展示ホール D
距離を測る体験コーナー	6月18日(水)～20日(金)11:00-15:00	アネックスホール前通路
測量クイズ	6月18日(水)～20日(金)10:00-17:00	展示ホール D
横浜・測量史跡巡りウォーキング	6月19日(木)　9:00-15:00頃	

併催：日本写真測量学会　平成 20 年度年次学術講演会

●日　時　6月19日(木)～20日(金)　9:30-17:15
●会　場　F205･206

地理空間情報フォーラム2008

日本土地家屋調査士会連合会担当企画のご案内

昨年の測量技術大会 2007（今年から地理空間情報フォーラムに名称変更）での会員論文発表会の様子

Ⅰ．表示登記制度研究発表会『地籍情報の生産現場－登記測量の視点から－』

日時・場所：6月18日（水）10：00～11：30　アネックスホールF203・204

地籍情報（法務局登記所の登記簿／デジタル化された登記情報、地図情報等）として『表示登記制度』に負託する土地家屋調査士の立場から、情報の共通化、或いは効果的、効率的な維持、管理、利活用も踏まえて土地家屋調査士が関わる役割を考察し、資格者としての社会的責務を対外、対内に向けて幅広く発信を行います。研究発表会では、要旨・概要の説明となります。詳細を知りたい方のために今回はポスターセッションを開催し、個別に発表者に対して質疑応答ができる機会を設けました。

会員論文発表予定者は次のとおりです。

○神前　泰幸会員（大阪会）　○小野　伸秋会員（岐阜会）　○今瀬　　勉会員（岐阜会）
○宮嶋　　泰会員（大分会）　○上田　忠勝会員（滋賀会）　○山谷　正幸会員（旭川会）
○南城　正剛会員（宮城会）　○山脇　優子会員（大阪会）　○的場　秀樹会員（長野会）
○三嶋　元志会員（東京会）　○曽根　芳文会員（東京会）

Ⅱ．パネルディスカッション『新たな登記表題部情報整備～日本の地籍を語る～』

日時・場所：6月18日（水）15：20～16：50　アネックスホールF203・204

国土調査法に基づく地籍調査については、昭和26年制定以降、現在第5次十箇年計画（平成12年～平成21年）の最中にある。平成18年度末現在、全国の地籍調査の進捗率は約47%であるが、都市部における調査は遅々として進まずDID（人口集中地区）における進捗率は19%、農用地の69%に比べて低率にとどまっている。

このような地籍調査の遅れを改善するため、山村部における地籍調査の遅れに対しては、山村境界保全事業の実施、土地家屋調査士等の外部専門家の活用等、都市部においては地籍整備事業推進に関し、平成15年の都市再生本部会合において示された「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針に基づき 、街区の現況と公図のずれの標定結果により、（1）公図と現況が大きく異なる地域／（2）街区調査が完了された街区で公図と現況が概ね一致する地域／（3）公図と現況が一定程度一致する地域の3つに分類し、都市部・山村部における地籍調査事業の促進策として様々な事業が創設されてきた。

このような全般的な地籍整備事業のフレームワークを踏まえ、本来の地籍調査の目的である全ての境界を早急に確認するための問題点を提起し、法務省及び国土交通省の担当者、測量技術者及び土地家屋調査士等の地籍に携わる関係者を迎えて、その対策及び連携に関して意見交換を行います。

Ⅲ．展示ブース　超高密度基準点管理の世界～土地家屋調査士の新たな役割～

日時・場所：6月18日（水）～20日（金）10：00～17：00　展示ホールD

平成17年に改正された不動産登記規則第77条の規定により、基本三角点等を利用した測量成果の管理場面を想定した業務体系の構築が急務である。しかし、土地家屋調査士の日常業務においては、一般に高密度と言われる50m密度（4級基準点相当）の基準点配置から更に高密度な次元のデータを扱うこととなる。従って、単純な基本三角点の取り扱い、又、数値成果の取り扱いでは制御できない問題が多数存在する。それぞれの点が持つ属性情報を体系的に整理し、活用場面において適正に評価する仕組みが必要である。更に、筆界情報が過去の事実に基づくものであることを鑑みれば、これまでこの業界において生産、活用し、蓄積されてきた、異なる時代、異なる技術、異なる価値観、異なる作業者によるデータについても同じく体系的な処理が必要である。

土地家屋調査士は、おそらく日本で最も高密度な現場データを日々収集している集団であり、そのデータの特殊性、取り扱いに最も精通している能力集団のひとつだと思われる。

これまで論じられて来なかった超高密度空間情報の管理・活用について、インターネットによる共通参照システム（LPMS）を機縁とし、調査士組織、法務行政、自治体による総合的な情報管理システムを提案する。

『地理空間情報フォーラム2008』は、日本土地家屋調査士会連合会定時総会終了後の翌日から開催となります。南は九州から北は北海道と日本各地から集結した土地家屋調査士による発表会であり、年に1度国内では最大規模の会員論文発表会でもあります。ご多忙とは存じますが、是非この機会に足を運んでくださいますよう会員諸兄のご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 20 年 3 月 3 日付

東京	7487	横田　教和	神奈川	2797	髙田　幸雄
神奈川	2798	我孫子牧美	神奈川	2799	川村　大輔
埼玉	2413	山本　慎一	千葉	2029	鎗田　昌夫
千葉	2030	山口　仁	千葉	2031	渡辺　五郎
群馬	982	野中　渡	群馬	983	北爪　英樹
静岡	1652	小林　陽司	静岡	1653	牧野　正徳
長野	2529	堀内　正敏	大阪	3024	湊谷　弘行
大阪	3025	塩賀　崇史	大阪	3026	嵯峨　憲治
京都	794	西原　隆之	兵庫	2314	中野　将生
兵庫	2315	藤本　隆大	兵庫	2316	佐伯　武彦
兵庫	2317	西口　徹	岐阜	1185	石坂　将司
広島	1788	前原　俊範	山口	925	今川　竜一
山口	926	内田　博司	熊本	1150	大窪　栄一
鹿児島	1009	中野　篤	沖縄	462	内間安次郎
宮城	972	菅原　賢	宮城	973	齋藤　克己
山形	1208	梅津　善実	山形	1209	髙谷　隼一
高知	650	今久保　満			

平成 20 年 3 月 10 日付

東京	7489	杉山　貴	埼玉	2414	加川　央城
大阪	3027	冨田　博文	大阪	3028	吉松　孝和
奈良	397	瀬野　郁宣			

平成 20 年 3 月 21 日付

東京	7490	原川　大志	神奈川	2800	鈴木　義範
神奈川	2801	岩﨑　勉	千葉	2032	杉山　勇介
群馬	984	久保田朝夫	静岡	1654	小野　隆二
大阪	3029	森口健志郎	佐賀	524	田代　芳章
佐賀	525	冨永　雪春	佐賀	526	田中　貴之
徳島	474	披田　準	愛媛	808	下橋　英介

登録取消し者は次のとおりです。

平成 19 年 12 月 17 日付	広島	64	橋本　龍海
平成 19 年 12 月 19 日付	大分	215	白石　浩
平成 19 年 12 月 31 日付	千葉	1462	北原　玲
平成 20 年 1 月 5 日付	千葉	1190	大竹　常雄
平成 20 年 1 月 14 日付	埼玉	628	江野　守亘
平成 20 年 1 月 16 日付	福岡	610	西田　光明
平成 20 年 1 月 24 日付	埼玉	326	北村栄三郎
平成 20 年 1 月 29 日付	神奈川	1588	植田　勇雄
平成 20 年 2 月 11 日付	千葉	1394	渡辺　達雄
平成 20 年 2 月 12 日付	札幌	98	香川　幾雄
平成 20 年 2 月 16 日付	千葉	1519	楢葉　和義
平成 20 年 2 月 22 日付	大阪	1831	森広　倶康

平成 20 年 3 月 3 日付

千葉	1351	照井　一彌	大阪	1911	北尾　稔
愛知	2006	柴田　光江	長崎	555	山下　和義
大分	578	樋口　強	岩手	863	菊池　繁
徳島	443	友成　善行			

平成 20 年 3 月 10 日付

埼玉	2269	山崎　一秀	長野	87	橋詰　成美
長野	1838	中山　誠一	京都	518	藤田　幸夫
広島	1159	佐々木富行	鹿児島	612	安留　利光
山形	865	井上　裕雄	山形	1080	阿部　清二
山形	1089	熊坂　桊二			

平成 20 年 3 月 21 日付

群馬	875	那須野　修	静岡	878	深沢　好
長野	2119	竹内　健司	大阪	2302	永野　滿之
大阪	2434	桑原　顯一	三重	833	三浦　博文
宮城	630	松田　昭	宮城	699	佐々木宏明
愛媛	631	大沢　信廣			

会務日誌　3月17日～4月15日

3月

17～18日

第7回総務部会
＜協議事項＞
1. 土地家屋調査士倫理規範について
2. 戸籍謄本等職務上請求書の取扱い等について
3. 連合会会館移転について
4. 新会館披露の方法等について
5. その他

18～19日

第7回業務部会
＜協議事項＞
1. 業務実態調査について
2. 登記基準点について
3. 今年度の事業経過報告について
4. 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の利用状況及び街区基準点の利用状況に関するアンケートについて
5. 平成20年度事業計画(案)について
6. その他

19日

第2回調測要領委員会
＜協議事項＞
1. 調査･測量実施要領の改訂に当たっての方向性について
2. 調査･測量実施要領改訂に当たっての分析事項について

24日

第3回研究所会議
＜協議事項＞
1. 地籍学会の創設について
2. 研究報告の中間取りまとめについて
3. 平成19年度事業経過報告について
4. ADR代理認定調査士への研修について
5. 「土地家屋調査士の業務と制度」の出版に関するスケジュールについて
6. その他

29日

第3回土地家屋調査士特別研修　考査

31日～4月1日

第3回社会事業部会
＜協議事項＞
1. 今後の地図作成事業に係る取組みについて
2. 筆界特定制度対応について
3. 境界問題相談センターの設置推進及び現状調査並びに支援等に関する事項

4月

2日

第1回認証局運営委員会
＜協議事項＞
1. RA局移設に伴う特定認証業務の変更認定対応について
2. その他

第1回オンライン申請促進PT合同会議
＜協議事項＞
1. オンライン登記申請促進について
2. XML土地所在図等作成ソフトについて
3. 法務省民事局民事第二課との打合せについて
4. 「不動産登記オンライン申請利用促進協議会」における「表示の登記に関する分科会」について
5. 法務省オンライン申請システムのOS対応について
6. 登記完了証用紙について
7. その他

2～3日

第1回広報部全体会議
＜協議事項＞
1. 「地理空間情報フォーラム2008」について
2. 法務省主催「赤れんがまつり」の対応について
3. 広報担当者会同、未登記建物解消キャンペーンについて
4. 後継者育成事業について
5. 地籍学会（発会式含む）創設の準備に対応した広報活動について
6. 会報について
7. 平成20年度広報部事業について(確認)
8. その他

8～9日

第1回財務部会
＜協議事項＞
1. 平成19年度一般会計及び特別会計の決算について
2. 平成20年度一般会計及び特別会計の予算(案)について
3. 平成20年度財務部関係事業の具体的執行計画について
4. 連合会会費改定の検討について
5. 連合会賃貸物件((有)桐栄サービス、全公連、国民年金基金)の家賃について
6. 特別会計規則の変更について

7. 役員旅費規程の見直しについて
8. その他

9日

第1回正副会長会議
＜協議事項＞
1. 第1回常任理事会の対応について
2. その他

9～10日

第1回常任理事会
＜審議事項＞
1. 平成19年度一般会計及び特別会計の決算について
2. 平成20年度事業方針大綱(案)、同各部事業計画(案)について
3. 平成20年度一般会計及び特別会計予算(案)について
4. 日調連会則施行規則の一部（会員証様式の変更）改正について
5. 日調連特別会計規程の一部改正について
6. 平成20年度連合会顕彰受賞者について

＜協議事項＞
1. 平成20年度第65回定時総会提出議案及び運営について
2. 国際測量者連盟(FIG)総会等への出席について
3. 連合会会館移転･披露会の開催方法について
4. 土地家屋調査士専門職能継続学習(調査士CPD)制度について
5. 第4回土地家屋調査士特別研修について
6. その他

土地家屋調査士の本棚

ADR認証制度－ガイドラインの解説

和田仁孝、和田直人　編著

A5判　256頁
発刊日：平成20年3月5日
発刊元：三協法規出版
定　　価(税込)　2,730円
頒布価格(税･送料込)　2,600円

内　容

今話題のADR（裁判外紛争解決）について、その総説と認証手続の運用指針であるガイドラインを第一線で活躍する研究者・実務家らが編んだ話題の一冊。分かりやすい58のQ＆Aやフローチャートで懇切丁寧に解説。また、ケーススタディとして、各士業の取り組みを紹介。土地家屋調査士編では福岡会と愛媛会の対応事例を取り上げる。理論と実践の2部構成により、認証制度が果たす機能の方向性とADR制度の今後のあり方を展望する。

申込先

三協法規出版
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-27-1　クインズコート新宿2階
電話 03-6772-7700　FAX 03-6772-7800

申　込　方　法

申　　込：購入をご希望の方は《①書籍名②送付先③氏名④電話番号⑤「土地家屋調査士を読んだ」と明記の上、直接出版社へ郵送かFAXでお申込ください。》
送　　付：出版社から直接送付されます。
支　　払：納品時に同封された振込用紙をご利用ください。
お問合せ：書籍の内容、発送等に関しては直接出版社へお問合せください。
締　　切：平成20年8月31日

地籍調査事業の推進に対する研修会報告

国土交通省においては、地籍調査事業の推進を図るため「都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）」等により官民境界の調査を行っておりますが、この事業について公嘱協会の協力の可能性を考えるため、昨年9月より、各ブロック協議会単位で研修会を開催しました。

今月号から2回にわたり、高知協会泉副理事長の協力を得て、研修会の報告をします。

地籍調査に関する雑感

高知協会副理事長　　泉　清博

全公連の公式事業として、ブロック単位で地籍調査の推進をテーマに研修会の講師をするよう指名をいただき、中部、東北、北海道、関東、中国各ブロックで講演をさせていただきました。とは言え、私自身『地籍調査のオーソリティ』でも『スペシャリスト』でもないため、高知で自分たちのために取り組んできた地籍調査の経験を語るしか他に術はなく、体験談を語ることが果たしてどのぐらい他の協会の方々に通じるのか、少し不安も抱えながらの講演となりました。

しかし、各ブロックの皆さんの温かいご理解と寛容の精神で何とか講演を行い、現在も幾つかの単位協会から講演のご依頼をいただき、嬉しくもあり気恥ずかしい思いをしているところです。

今回、全公連から各地で講演した結果をレポートせよとの指示があり、各地を回って地籍調査について情報交換した結果や感想等を思いつくまま報告いたします。

記

1. 地籍調査推進の取り組みと現状について

平成19年度全国の契約状況を調査すると、13協会が地籍調査を受託しており、地籍調査事業受託を推進するか否かについては、各協会で温度差がある事を感じた。

この温度差とはまさしく法第14条地図作成作業の推進と表裏一体のものであり、特に過去に法第14条地図作成作業で社員の負担が大きかった協会程、地図作成に関して土地家屋調査士（以下、『調査士』という。）が参加することの重要性は認識しながらもさらなる負担となりはしないか慎重になっているように思われた。

過去に全公連が行った法第14条地図作成作業に関するアンケートを見ても、ほぼ全協会が法第14条地図作成作業をすることの重要性を認識していると回答しながら、50協会中25協会が法第14条地図作成作業に何らかの補助を行っているとの回答をしていることからも、地図作成には多大な労力と費用負担がかかっている様子が推測され、このことが似たような作業を行う地籍調査推進の足かせとなっているのであろう。

私の所属する高知協会のような少人数の協会では小回りも効くが、大人数の協会ほど社員からコンセンサスを得る努力を要し、動きにくいということも実態として明らかになってきた。また、地域の慣習、公図の精度、地図混乱の生成経過、筆界確認のため検討しなければならない既存図面の量、相隣関係、地価等地図を作成する上で様々な境界確認作業を困難にする因子があり、将来に渡ってそれらに耐えうる地図を作成しなければならないという真面目さが、社員の負担となり労苦となっている。（もちろん、その真面目さこそが調査士にしか為し得ない筆界を確認する作業で重要なものであり、地籍調査において、もっとも調査士に期待されている部分でもあるのだが。）

講演の中でも引用させていただいたが、地籍調査の一筆地調査の外注化について平成10年11月に当時地籍調査を実施中の992市町村に対し旧国土庁が行ったアンケートによると一筆地調査の全部または一部の業務を外注すべきと回答した市町村は815（82％）に上り、その内682の市町村（56％）がその受け皿として『調査士こそがもっとも相応しい』という回答をしているが、このことは、我々調査士が行っている筆界確認作業に対する評価と地籍調査の一筆地調査に調査士が参加することへの期待の高さを表しているものと言えるだろう。

ところで、地籍調査とは『行政のどぶさらい』と喩えられることがある。道路敷地内民有地や道路拡幅の処理など、まさにどぶ板を一枚ずつ剥いで覗き込むように今まで明らかになっていなかった問題点

を洗い出し、適切な処理をして元通り蓋をする必要があるのだが、その処理を誤れば蓋をすることもできず自体は悪化してしまうことを行政側も判っているだけに、そこに専門家としての知識と経験に委せてみたいという行政側の思惑があり、地図作成に関わっていきたいと考える我々調査士との接点がある。調査士にとって（困難さが判っているだけに）しんどい業務ではあるが、それだけに市町村も調査士への外注に期待しているのである。地籍調査は市町村がわずか5％の拠出でできる公共事業である事から、国が公共事業を抑制している現状において、最も市町村が調査士に業務発注を依頼する可能性の高い事業であり、その期待に応えないのは非常に勿体ないと言わざるを得ない。

（以下次号に続く）

第8回正副会長会議：3月24日～25日

正副会長会議が開催され下記事項について協議が行われました。

1. ブロック会長会議開催後の調整について
2. 第23回定時総会について
3. 第1回理事会及び監査会について
4. 協会からの照会に対する対応について
5. 公益法人制度改革に伴うパブリックコメントに対する意見提出について

公益法人制度改革

本年2月12日に募集を開始した「新しい公益法人制度に係る質問について」の回答が発表されました。

それによると、3月30日まで募集中の「公益認定等に関する運用について（公益認定ガイドライン）案」、「公益認定等に関する内閣府令の改正案」及び「公益法人会計基準案等」に関するパブリックコメントを踏まえガイドラインを決定し、4月下旬ごろに、申請書類の様式や記載方法等について解説した「申請の手引き」や、関係行政機関との調整が済めばモデル定款も公表される予定であります。

また、税法が成立すれば税制の詳細も明らかになり、移行手続きに向けての検討が本格化してまいります。

次期定時総会の開催日が決定

平成20年度定時総会日程が次の通り決定された。

日時　平成20年6月9日～10日
場所　東京都千代田区飯田橋
　　ホテルメトロポリタンエドモント

会務報告～前号以降

3月9日　馬渕良一氏黄綬褒章授章祝賀会
3月17日　第2回業務推進委員会
3月24日　全国土地家屋調査士政治連盟第8回定時大会
3月24～25日　第8回正副会長会議

今後の会議予定

4月4日　第3回関東ブロック協議会との打合会
4月10日　東京土地家屋調査士会会館竣工披露及び祝賀会
4月21日　古屋圭司政経フォーラム
4月22日　河村建夫第18回朝食会
4月23～24日　第1回理事会
4月24日　第1回監査会
4月25日　2008年度紘友会・総会
5月12日　志帥会

なるほどナットク 国民年金基金 5

サラリーマンの年金と比べてみると

～ゆとりある老後を実現できる自分で設計する公的な個人年金～

土地家屋調査士国民年金基金

国民年金をベースに自分でさらに上乗せができる年金

私たち土地家屋調査士などの自営業者には、サラリーマンと違い「定年」がありません。会社などを退職したサラリーマンは老後に、国民年金（老齢基礎年金）に加え厚生年金保険などの「年金」を受け取ります。

厚生労働省が発表した平成20年度の予算案によれば、平成20年度の年金額は、サラリーマン世帯のモデル年金は月額232,592円となっています。これは、夫が平均的な収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻はその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準とされています。

老後の年金を比べてみると、サラリーマンの年金は、国民年金プラス厚生年金保険などによってかなり手厚いように見えるかもしれません。でも、私たち土地家屋調査士も、サラリーマン並みの老後の年金を受け取ることができるのです。それが、「国民年金基金」です。私たちの年金は、国民年金をベース（基盤）にした上乗せができ、増やしていくことができるのです。

老後の年金を比べてみると（平成20年度価格）

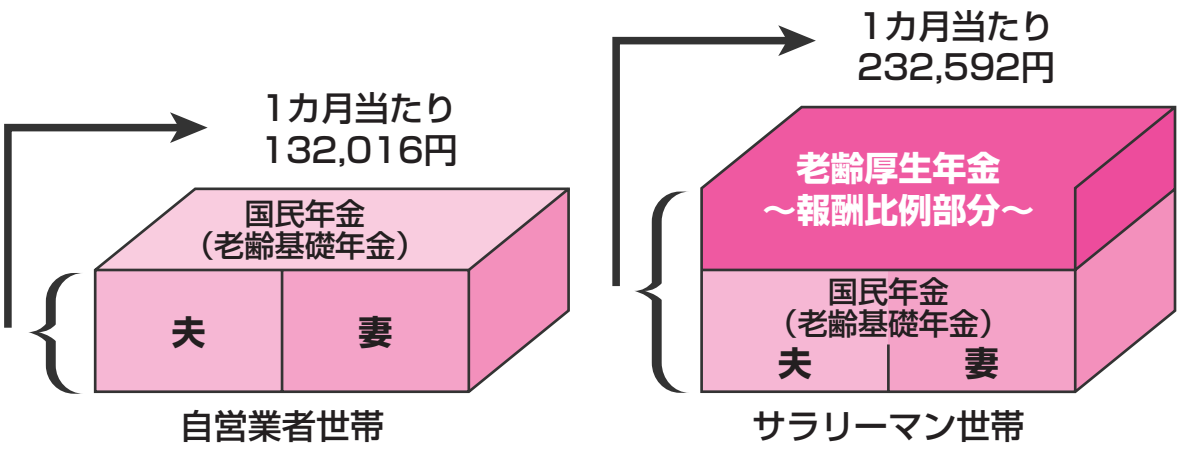

自営業者世帯：夫婦で国民年金に40年加入して保険料を納めたモデル

サラリーマン世帯：厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準

国民年金基金は私たち土地家屋調査士の強い味方

サラリーマンの場合は、月々の給料から天引きによって保険料が納められて将来の年金へとつながっていきますが、私たちは国民年金基金に加入して自分でプラスアルファの年金を設計することができます。将来、どのくらいの「年金」を受け取りたいかをよく考えて、現在の経済力（負担能力）に応じた準備をしていくことが重要です。収入がいつも一定というわけではない私たち土地家屋調査士にとって、収入の増減状況によって加入した後でも掛金の増減ができる国民年金基金は最も身近で頼りになる存在といえます。

ゆとりある老後に向けて国民年金基金でプラスアルファを

そもそも老後に必要となるお金はどのくらいなのでしょうか。総務省が発表した「平成18年家計調査年報」によると、衣食住にかかる費用や医療費・交際費などを含めた高齢夫婦無職世帯の1か月当たりの支出は、238,758円といわれています。これはサラリーマン世帯であれば、ほぼ年金で賄える額といえますが、同調査年報ではこれに非消費支出（税金・社会保険料）30,388円が加わるとしています。そうなると、サラリーマン世帯でも年金だけでは賄えきれず、それまで貯蓄してきた金融資産などの取り崩しによって賄う方法をとらざるをえない状況となります。

一方、国民年金にしっかり加入していた夫婦二人が受け取れる年金額は、1カ月当たり132,016円になります（老齢基礎年金は満額で792,100円（年額）平成20年度）。

この132,016円は、「生活の基礎的な部分」をおよそカバーできる額といえますが、ゆとりある老後生活を送るためには、これにプラスして、必要なお金を見込んでおく必要があります。

「国民年金基金」は、私たち土地家屋調査士の老後生活を充実させるために国民年金にプラスアルファをするための制度です。私たちの生活設計に沿って、上積みしていくことで、ゆとりの老後に，つなげていくことができます。

老後の生活、いったいいくらかかるのでしょうか？

国民年金は生活費の基礎的な部分をカバーします。ゆとりの部分は国民年金基金で

生活費の基礎的な部分とは、「食料＋住居＋光熱・水道＋家具・家事用品＋被服・履物」にかかる費用をいいます。

高齢夫婦無職世帯

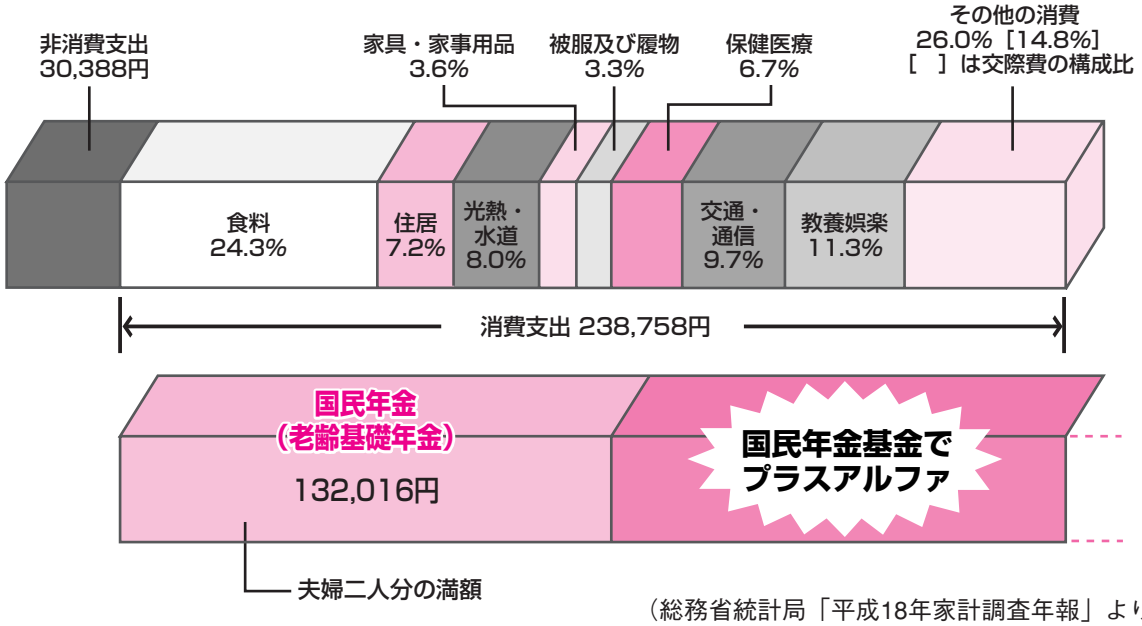

（総務省統計局「平成18年家計調査年報」より）

国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013　東京都文京区音羽1-15-15　シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶▶ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！
いますぐアクセス！！ ▶▶▶ HP http://www.chosashi-npf.or.jp/

講習のお知らせ

自己申請により、土地家屋調査士専門機能継続学習（土地家屋調査士CPD）にポイントが付与される予定です。

行政書士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、弁護士、弁理士、民事・家事の調停委員、企業の法務担当者の皆さんへ

ADR（裁判外紛争解決）、日常業務のスキルアップに！
全部通して聴いてみませんか？

実務に生かせる――

「紛争解決学」講義

講師・廣田 尚久

（弁護士第一東京弁護士会・元法政大学法科大学院教授）

講義日程：平成20年9月 1 日～12月 8 日（15回30限・詳細は次頁）

講義時間： 1 限 17時40分～ 19時10分， 2 限 19時30分～ 21時

場　　所：自動車会館・ 2 階大会議室
〒102-0074
東京都千代田区九段南4-8-13
TEL.03-3264-4719

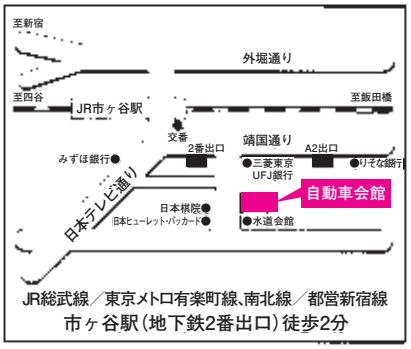

受 講 料：９万円（テキスト代込み）

申込方法：FAX・先着100名
（「申込書」は次頁にあります）
受付後に受付票を郵送しますので、受付票に記載した銀行口座に受講料を振り込んで下さい。
入金確認後に受講証とテキスト「紛争解決学〔新版増補〕」を送ります。

修了証書：受講を修了した方には修了証書をお渡しします。

廣田尚久紛争解決センター
〒104-0061 東京都中央区銀座１－３－３ G1ビル10階
TEL. 03-5524-2732　FAX. 03-5524-2745
ホームページ:http://seminar.funsou.jp

講義日程と講義内容

	1　限 （17時40分～19時10分）	2　限 （19時30分～21時）
9月　1日（月）	① 紛争解決学の成立	② 私的自治と紛争解決学
8日（月）	③ 私的自治と規範の現在	④ 紛争解決学の定義
16日（火）	⑤ 紛争解決学の領域	⑥ 紛争解決の客体（内的条件）
24日（水）	⑦ 当事者の時間的条件	⑧ 当事者の空間的条件
29日（月）	⑨ 紛争解決の主体	⑩ 法律専門職種の必要性
10月　6日（月）	⑪ 代理人の上部・下部構造	⑫ 代理人の本質と能力
14日（火）	⑬ 紛争解決規範（成文法他）	⑭　同　（慣習他）
20日（月）	⑮　同　（経済的合理性他）	⑯　同　（ゲーム理論他）
27日（月）	⑰ 紛争解決規範の使用方法	⑱ 紛争解決規範の相互関係
11月　4日（火）	⑲ 因果律と共時性の原理	⑳ 紛争解決の技術
10日（月）	㉑ 和解の歴史的意義	㉒ 和解の論理構造
17日（月）	㉓ 裁判の機能	㉔ 裁判官の心証形成
25日（火）	㉕ 裁判外紛争解決（ADRの意義）	㉖　同　（ADRの特質）
12月　1日（月）	㉗　同　（調停技法の発達）	㉘ ADRの基本的理念と構想
8日（月）	㉙ 付帯条件つき最終提案調停・仲裁	㉚ 紛争解決学の目的と展望

「紛争解決学」講義聴講申込書

廣田尚久紛争解決センター宛　　平成20年　　月　　日

フリガナ	
お名前	
勤務先 または 自宅住所 ↑ ○で囲んで下さい。	名　称： 所在地：〒　　－ 職　業： TEL：　　FAX：

※このページをコピーし、FAXにてお申し込み下さい。　FAX．03 － 5524 － 2745

ちょうさし俳壇

第276回

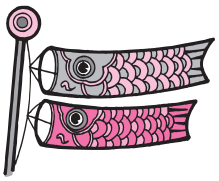

犬の視野　水上　陽三

齢なほ誇るに足らず桜満つ
一片も散らざる花と呼吸合はす
花筏潜りし水のよろこべり
裏作の花にとまどふ初つばめ
白黒の犬の視野思うチューリップ

雑詠　水上　陽三　選

東京　黒沢利久

卒業の中学生の中通る
花の雨調査士会館落成す
初蝶や行方定まるところまで
一切を風に委ねて落花かな
父生誕百年の日や花ぐもり

岐阜　堀越貞有

行く雁や一気に越えし分水嶺
鳥雲に入る遥かなる分水嶺
撫で肩の地蔵菩薩や月朧
啓蟄や遺跡発掘始まりぬ
合格の通知届ける春の風

岐阜　深谷健吾

赴任地より鱒の絵手紙届きけり
露天湯の湯気にとけゆく春の雪
春宵や着流しでゆく先斗町
甲羅干す亀の親子や庭のどか
ゴールへと人馬一体春一番

愛知　清水正明

阿武隈や蕊凛々と朴の花
榛名山青を尽くせり聖五月
春禽に青き風吹く榛名かな
緩やかに光悦垣や藤の花
風薫る玉串捧げことしづめ

福島　加藤捷子

子の言葉疑ってみる万愚節
ひとり噛む煎餅の音春炬燵
紅梅や空に一条飛行雲
離任式雲雀の声の近くあり
弟の五十年忌やさくら咲く

茨城　島田　操

車座に肩書き脱ぎて花に酌む
蒔き終えて鉢に挿しをく種袋
天井は地上五尺や梨の花
花疲れ膕解す露天風呂
紅の中に楚々たる白躑躅

埼玉　井上晃一

初鮒や釣果秤をよろこばす
産土の古き桜の咲きにけり
桜守しばらく予約席守りなり
夜桜やネクタイゆるめ舞に立つ

今月の作品から

黒沢利久

卒業の中学生の中通る

卒業式の当日のことであろう。式前か式後かは明らかではないが、還暦を過ぎた作者の年令からすれば、十五・六歳の少年少女達の体臭は極めて眩しいものであったろうと思う。そのような感慨には一切触れていないこの表現が読者の想像力を刺激するのである。

堀越貞有

行く雁や一気に越えし分水嶺

日本で越冬した渡り鳥の多くは晩春の頃北国へ旅立つ。掲句の分水嶺は昔から国境であることが多く、この句の分水嶺は南と北を意味してをり、南は岐阜であり北は帰るべき北国の方向を意味している。見送る雁は作者に対し長い旅路に対する強い意思を以て一気に分水嶺を越えて行ってしまったのである。そのような雁をいとほしみ旅路の無事を祈る作者なのである。

深谷健吾

赴任地より鱒の絵手紙届きけり

作者の年頃から赴任して行ったのは子供さんではないかと想像する。赴任先が種類はともかくとして鱒の獲れる海辺か、大河沿いなのであろう。赴任早々鱒の絵を添えた手紙が届いたのである。鱒の絵によって獲れる鱒の種類や大きさが想像できて、手紙を受け取った家族の談笑の輪が広がる。

告知板

ブロック新人研修修了者

平成 19 年度中部・中国・東北・北海道ブロック協議会新人研修の修了者は以下のとおりです。

中部ブロック協議会（69名）

愛知会（30 名）

加藤　見枝	近藤十志哉
上仲　真樹	矢野　友朗
間瀬　圭太	斉藤　武史
渡邉　義太	渡辺　良武
小田　正春	南川　創平
太田　知明	山田　政詳
濱中　利行	藤井　泰人
山田　剛司	石塚　朗
加塚　政彦	河合　洋典
磯崎　剛史	佐々木時市
道明　稔陛	原　功
小嶋　遼	青山　真由
奥　哲維	上原貴代志
成瀬　厚利	星野　孝文
高野　毅	稲葉　貴文

三重会（8 名）

五百野正樹	光岡　載和
橋本　栄一	真柄　吉秀
青木　信行	勝田　功
西田　満	久保　堅司

岐阜会（16 名）

高橋　良之	髙井　正明
勝野圭一朗	野田　敦史
奥田　健治	小島　祐治
新谷　淳一	辻　耕一
松井　浩	須田　康弘
黒岩　潤	奥村　敏行
中井　征樹	安藤　一也
野原　恒雄	石坂　将司

福井会（4 名）

岡田　順造	田口傳左エ門
濵田　道雄	川上　司

石川会（5 名）

木内　良純	小泉　高広
武部　恭典	家本　義明
北林かおり	

富山会（6 名）

川邊　俊英	西谷　友市
和泉　博之	木田　昌和
寳田　明芳	澤田　健

（順不同・敬称略）

中国ブロック協議会（32名）

広島会（8 名）

安原　泰之	渡邉　公司
久保　秀幸	小盛　秀之
小松　隆治	東　富士治
長村　尚史	前原　俊範

山口会（12 名）

佐野　直子	星本　武志
永田　一義	河村　保
阿部　英世	大來　博康
大森　淳一	藤井　充弘
今川　竜一	内田　博司
田中　博幸	林　将義

岡山会（7 名）

森本　惠子	亀山　俊
岡﨑　昭好	吉川　清文
酒井　大輔	中野　哲理
大福　勝則	

鳥取会（2 名）

渡邉　徳和	妹尾　真人

島根会（3 名）

丸山　成実	曽田　克之
岡﨑　充博	

（順不同・敬称略）

東北ブロック協議会（23名）

宮城会（2名）

菅原　賢	齋藤　克己

福島会（7名）

渡部　宏	佐藤　萬吉
小野寺　勇	小野寺正貴
大槻　武志	白土　洋介
坂本　洋一	

山形会（5名）

倉知　慶三	大澤　仁
熊坂　敬之	梅津　善実
髙谷　隼一	

岩手会（3名）

及川　一彦	佐々木敦之
池元　倫雄	

秋田会（1名）

有明　正巳

青森会（5名）

月舘　勝利	清水紘太郎
古川　康仁	山野内　誠
岩澤　拓郎	

（順不同・敬称略）

北海道ブロック協議会（12名）

札幌会（6名）

小林　克倫	富岡　哲夫
松浦　宏和	鈴木　英嗣
永井　健一	富樫　正一

函館会（1名）

磯谷　俊仁

旭川会（2名）

上村修一郎	津川　雅英

釧路会（3名）

鎌田　幸宏	金田　剛
進藤　正博	

（順不同・敬称略）

編集後記

会報では新しい企画としてサステナビリティ・シリーズ“先人に訊く”が今月号から開始されました。「サステナビリティ（sustainability）」とは、“持続可能”とか“ずっと保ち続けていくことができる”という意味です。当初は国連の「環境と開発に関する世界委員会（1987年）」での報告書から端を発したエコロジー用語ではありましたが、イギリスのジョン・エルキントン氏の提唱「トリプルボトムライン」により企業活動としてのビジネス用語としても重要視されるようになりました。

このトリプルには、環境・経済・社会の3つの要素がバランスよく配慮される必要があります。環境破壊的な開発を行い経済が一時的に発達して、一時的な社会発展を遂げたとしても「持続可能」ではなく「持続不可能」な限界となり“サステナビリティ”の目的とは反するのです。環境を保全して、社会に貢献すること。また、そのような循環過程が経済的に成立していることが非常に大切な事柄になってきます。それは理想だろう？と一笑にふしても良いけれど一度は立ち止まって考えて頂きたい。土地家屋調査士を生業として行う日常業務。不動産登記法の抜本的な改正にともない“筆界”という言葉が条文に入り、筆界特定制度にたずさわる筆界調査委員に土地家屋調査士が入り、土地家屋調査士会型裁判外紛争解決手続機関が全国で設立過程にあり、法務大臣の指定、認証を受けている環境づくりの一環の実態。或いは、オンライン登記申請に向けてのハード、ソフト面での設定も狭義での環境整備であり持続可能な構築に向けて取り組まねばならない事柄なのである。第3回特別研修を終了し、新たに認定土地家屋調査士も増員されて、増々環境構築に向けた活用の考察、また、社会に向けた広報活動を実施して国民に、関連行政機関に認知して頂くとともに、より一層の環境整備が不可欠となってきている状況。環境を保全し、社会に貢献する取り組み。そして、その効果が経済面でも満たされるようになれば、個々のインセンティブは高まるはずです。

“トリプルボトムライン”へのイノベーションは、決して甘くはないし、厳しいものでもあります。求められる専門資格者としての知識・技能・全般的な能力の向上等とその自覚と自負。

環境設定に向けた個々の取り組みとして

①土地家屋調査士の電子認証カード（ICカード）を取得されていますか？

②インターネット登記情報サービスは利用されていますか？

③所属の土地家屋調査士会が実施する研修会、総会には特段の事情がない限り参加されていますか？

④受託事件に関して、事前に費用説明や、本人確認を実施して「私は土地家屋調査士の～」と制度広報活動に関しては当然実施して下さってますよね？

広報部次長　川本　達夫

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価　1部　100円
1年分　1,200円
送料（1年分）　1,008円
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　松岡　直武

発行所　日本土地家屋調査士会連合会©

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所　十一房印刷工業株式会社

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士の電子認証カード（IC カード）を発行していますが、多くの会員から本 IC カード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にて Q & A 形式で説明します。

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連認証局」）が発行する IC カード（以下「電子証明書」をなぜ取得する必要性があるの？

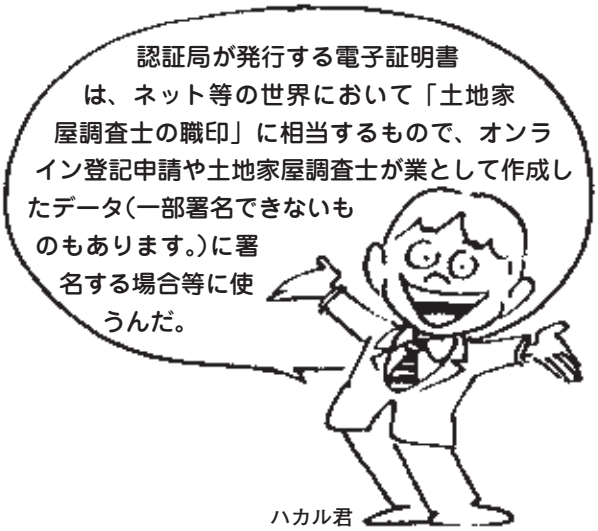

Q2. どうすれば IC カードを取得できるの？

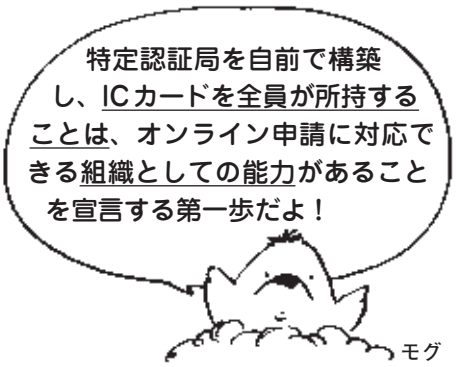

【新不動産登記法が要求している 3 本柱】

新不登法は、以下の 3 点を土地家屋調査士に問いかけていると言えます。

1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？

2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？

3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成 18 年 1 月から土地家屋調査士電子証明書（IC カード）の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたうえで、同証明書の発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

① IC カードの申込時

電子証明書の発行は次の 2 通りの方法で行っております。

【通常発行】

オンライン指定庁の指定日順に対象支部の会員に対し月 800 枚を目安に連合会から申込書を送付しております。

なお、連合会が申込書を送付するフェーズから、会員の皆様が証明書を取得するまでの流れについては、「電子証明書を取得するまでの流れ（ii ページ）」を参照ください。

【希望者枠発行】

詳細は、「土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について（iii ページ）」を参照ください。

② IC カードを受領した場合

上記①により会員の皆様が IC カードを受領された場合、その郵便物（IC カード一式）の説明については、「土地家屋調査士電子証明書の同封物について（iii ページ）」を参照ください。

また、同 IC カードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について（iv ページ）」を参照ください。

③ IC カードを再発行する場合

一度取得した IC カードを、調査士登録事項変更や、IC カードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（iv ページ）」を参照ください。

電子証明書を取得するまでの流れ

会員における電子証明書利用申込から IC カード等発行までの流れは、下記の (1) ～ (7) のとおりです。

ただし、下記流れは認証局運用開始後第 1 回目に発行するときのものです。　　（平成 18 年 1 月現在）

電子証明書を取得するまでの流れ

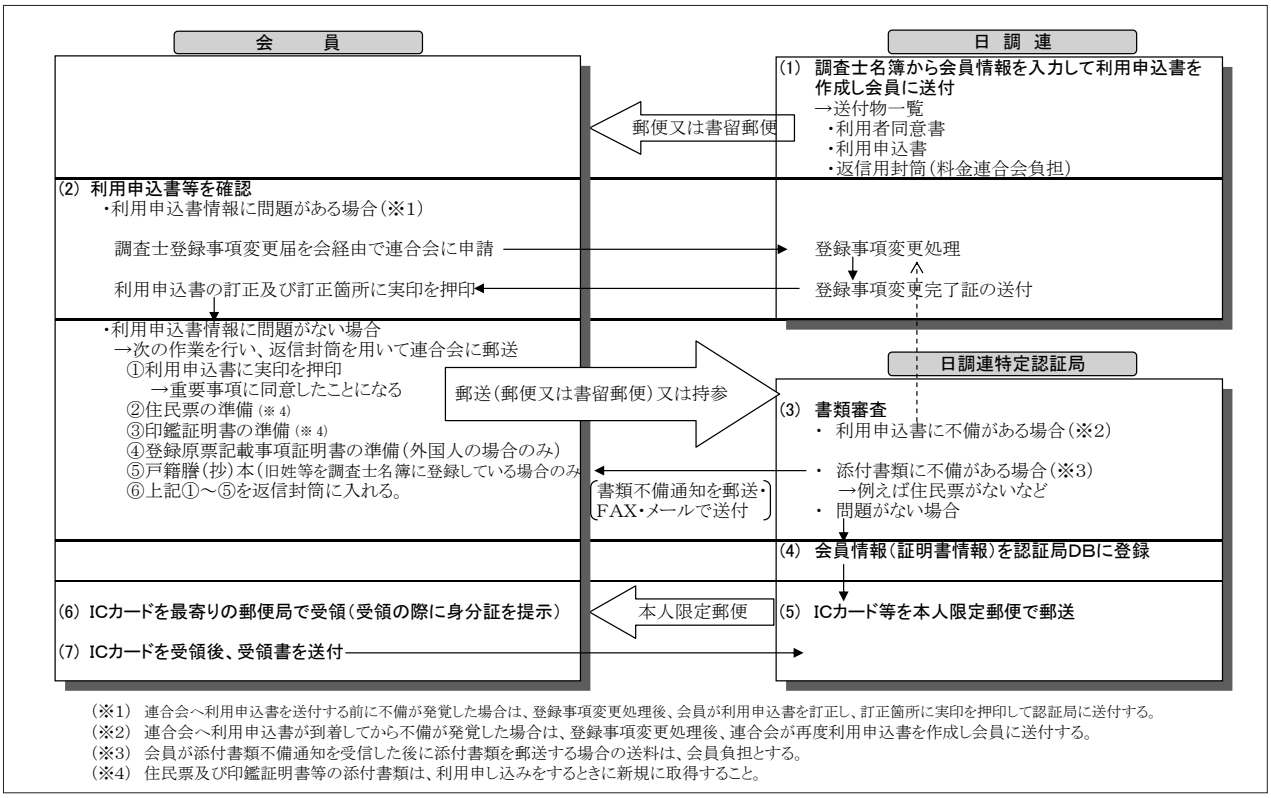

（※1） 連合会へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更処理後、会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所に実印を押印して認証局に送付する。
（※2） 連合会へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、登録事項変更処理後、連合会が再度利用申込書を作成し会員に送付する。
（※3） 会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、会員負担とする。
（※4） 住民票及び印鑑証明書等の添付書類は、利用申し込みをするときに新規に取得すること。

土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について

当連合会では、オンライン登記申請時の土地家屋調査士資格の証明に必要な「電子証明書」の発行を平成18年1月から開始しています。

同電子証明書の発行計画は、不動産登記オンライン申請システム導入庁の指定日順に、その登記所の対象支部毎に毎月800名ずつ定期発行するとともに、毎月200名ずつの希望者発行枠を設け、計1,000枚ずつ発行しています。

不動産登記オンライン申請システム導入予定庁に関しては、「不動産登記オンライン申請システム導入予定庁一覧」(http://www.chosashi.or.jp/repository/07wants/lists.xls) をご参照ください。また、希望者枠発行については、下記の要領により連合会までお申し込みください。

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに調査士会の方でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでこの旨ご了承ください。

記

【希望者枠発行の申込方法】

任意の様式に、「土地家屋調査士電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX (03-3942-0197)及び郵送(〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階204号 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局運営室 行)にてお申し込みください。

○ 所属会名　○ 所属支部名　○ 登録番号(半角)　○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入)　○ Mail(半角)　○ Tel(半角)

全国のどなたでも、直ちに申込み可！まず、ＩＣカードを取得することから始まるオンライン

《この文書はICカードのお申し込み後にご覧ください。》

土地家屋調査士電子証明書の同封物について

会員の皆様が受領されるICカードは、下図①～④のような一式となっておりますので、各項目について説明いたします。

①下記②～④が入っている封筒

② ICカード受領書

次の作業を行ってから、下記③の封筒に入れて連合会へ送付ください。

- **自署(氏名)**
- **実印を押印**
- **ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)**

③受領書返送用封筒

④PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。この**PINコードはICカードにて署名する際に必要なものですので大切に保管ください。**

また、PINコードを15回以上ミス(入力等)するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。

(この場合は、そのICカードを失効して新規ICカードを再発行する手続きとなります。)

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

今、日本土地家屋調査士会連合会認証局サービス（調査士電子証明書）は、全国の会員が等しく利用していただけるよう、着々とカード発行手続を進めております。

会員の皆様が調査士電子証明書を受領されてから、オンライン登記申請を行うための準備事項として、下記のとおりお知らせします。

記

1．オンライン登記申請マニュアル CD の準備

オンライン登記申請を行うための準備からオンライン登記申請の方法までを説明したマニュアルです（平成 18 年 3 月下旬に各会に会員数分を送付済）。オンライン登記申請に必要な各種ソフト・ドライバ等も収録していますが、平成 18 年 1 月版ですので、法務省 HP 及び日調連 HP 等で最新のものをダウンロードすることを奨励します。

2．ＩＣカード R/W（カード読取リーダー）の準備

「http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm」を参考に、適切な IC カード R/W をご準備ください。

3．オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

オンライン登記申請マニュアル CD にも収録していますが、同 CD は平成 18 年 1 月版ですので、法務省 HP（http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html）及び日調連 HP（http://www.chosashi.or.jp/repository/）等で最新のものをダウンロードして設定等ください。なお、設定・準備については、同 CD の 1「準備編」を参考にしてください。

土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（お願い）

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士電子証明書（以下「証明書」という。）の発行を開始し、平成 19 年 11 月末日現在で 7,018 枚の証明書を全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、同証明書の発行については、特定認証局に係る特別会費を毎月 1,000 円ずつ全会員に負担いただいていることから、各会員に対する 1 回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、証明書を失効した場合の当該会員への 2 回目の発行については、1 証明書当たり下記「証明書発行費用の支払い方法の 1」の費用負担をいただくこととしております（日調連特定認証局 HP（http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf）に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照）。

なお、その際の費用の支払い方法は下記「証明書発行費用の支払い方法」のとおりです。

さらに、証明書発行については、平成 17 年度第 62 回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解のもと会員への案内方よろしくお願いします。

証明書発行費用の支払い方法

1　振込金額（証明書１枚当たり）

・H18.1 月～ H23.12 月　：　5,000 円（税込）
・H24.1 月以降　：10,000 円（税込）

2　振込先等の情報

・金融機関名　：みずほ銀行
・支店名名　：江戸川橋支店
・振込先名義　：日本土地家屋調査士会連合会
　会長　松岡直武
・口座　：普通
・口座番号　：1018169
・振込者名　：口座名義ではなく下記（※）の数字７桁を入力
（※）会番号２桁（※）＋登録番号５桁（例：東京会の１番の場合、0100001）なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3　証明書発行費用の支払い方法

上記1の金額を上記2の要領で振込み、その振込み用紙及び領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	1	愛知	18	宮崎	35
神奈川	2	三重	19	沖縄	36
埼玉	3	岐阜	20	宮城	37
千葉	4	福井	21	福島	38
茨城	5	石川	22	山形	39
栃木	6	富山	23	岩手	40
群馬	7	広島	24	秋田	41
静岡	8	山口	25	青森	42
山梨	9	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		